

「障害のある人もない人も  
共に暮らしやすい千葉県づくり条例」

平成29年度 広域専門指導員等活動報告書(案)

千葉県



## はじめに

障害のある人に対する差別をなくすとともに理解を広げ、誰もが暮らしやすい社会をつくることを目的とした「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例（以下「条例」という。）」が、平成19年7月に施行されてから、平成29年7月に11年目を迎えました。

条例における差別の解消に向けた仕組みには、「個別事案解決の仕組み」、「誰もが暮らしやすい社会づくりを議論する仕組み」、「障害のある人に優しい取組を応援する仕組み」があります。このうち、「個別事案解決の仕組み」に当たる広域専門指導員等の平成29年度の活動実績をまとめました。

この報告書は主に相談活動の実績についてまとめたものですが、数値だけでなく、具体的な事例を示し、どのような調整活動を行ったのか概説しています。

平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「差別解消法」という。）」が施行され、身近な市町村にも差別に関する相談窓口が設置されることになりました。広域専門指導員は、市町村で対応困難な事案等について、市町村の求めに応じてこれまでの相談活動の経験や知識を活かして助言等をするなど、市町村の相談窓口と一体になって差別の解消に向けて取り組んできました。

千葉県が全国に先駆けて制定した条例は、他の自治体にも波及され、現在、全国26都道府県において制定されているところです。平成30年10月に、東京都では、東京2020大会を見据え、社会全体で障害者への理解を深め、差別を無くす取組を一層推進するために条例が制定されました。

今後も社会全体の取組として差別をなくし、必要な配慮が提供されるように行政はもちろん、企業、団体、個人などすべての県民が力を合わせて、障害のある人の日常生活や社会生活における様々な障壁を取り除き、障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくりを推進していきます。

平成30年11月 日

# 目次

## はじめに

I	「個別事案を解決する仕組み」の実施体制	1
1	相談体制	1
2	相談活動の流れ	3
II	相談活動の実績	4
1	相談分野別取扱件数	4
2	千葉県における障害種別の障害者数・割合と相談取扱件数	6
3	相談分野と障害種別との関係	7
	（1）相談分野からみた相談状況	8
	（2）障害種別からみた相談状況	8
4	相談分野と性別・年代別との関係	9
5	障害保健福祉圏域別取扱件数	10
6	相談者別取扱件数	11
7	相談方法別取扱件数	12
8	相談経路別取扱件数	13
9	地域相談員や他機関との連携状況	15
10	相談態様別活動状況	17
III	相談事例からみた相談活動の状況	19
1	各分野における相談事例	19
	（1）福祉サービス	19
	（2）医療	21
	（3）商品及びサービスの提供	22
	（4）労働者の雇用	23
	（5）教育	25
	（6）建物等及び公共交通機関	26
	（7）不動産の取引	29
	（8）情報の提供等	30

(9) その他	31
2 相談活動のまとめ	33
(1) 対応困難な事例の増加	33
(2) 共生社会の実現に向けて	33
<b>IV その他の活動状況</b>	<b>34</b>
1 広域専門指導員等連絡調整会議の開催	34
2 障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり のための周知活動	36
<b>V 今後の課題</b>	<b>38</b>
1 継続的な周知活動	38
2 地域支援ネットワークの構築と強化	38
<b>VI 年度別相談受付状況</b>	<b>39</b>
1 相談分野別取扱件数	39
2 障害種別取扱件数	40
3 障害保健福祉圏域別取扱件数	41
<b>参考資料</b>	
障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例	42
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	52
障害者の雇用の促進等に関する法律（抜粋）	59

# I 「個別事案を解決する仕組み」の実施体制

## 1 相談体制

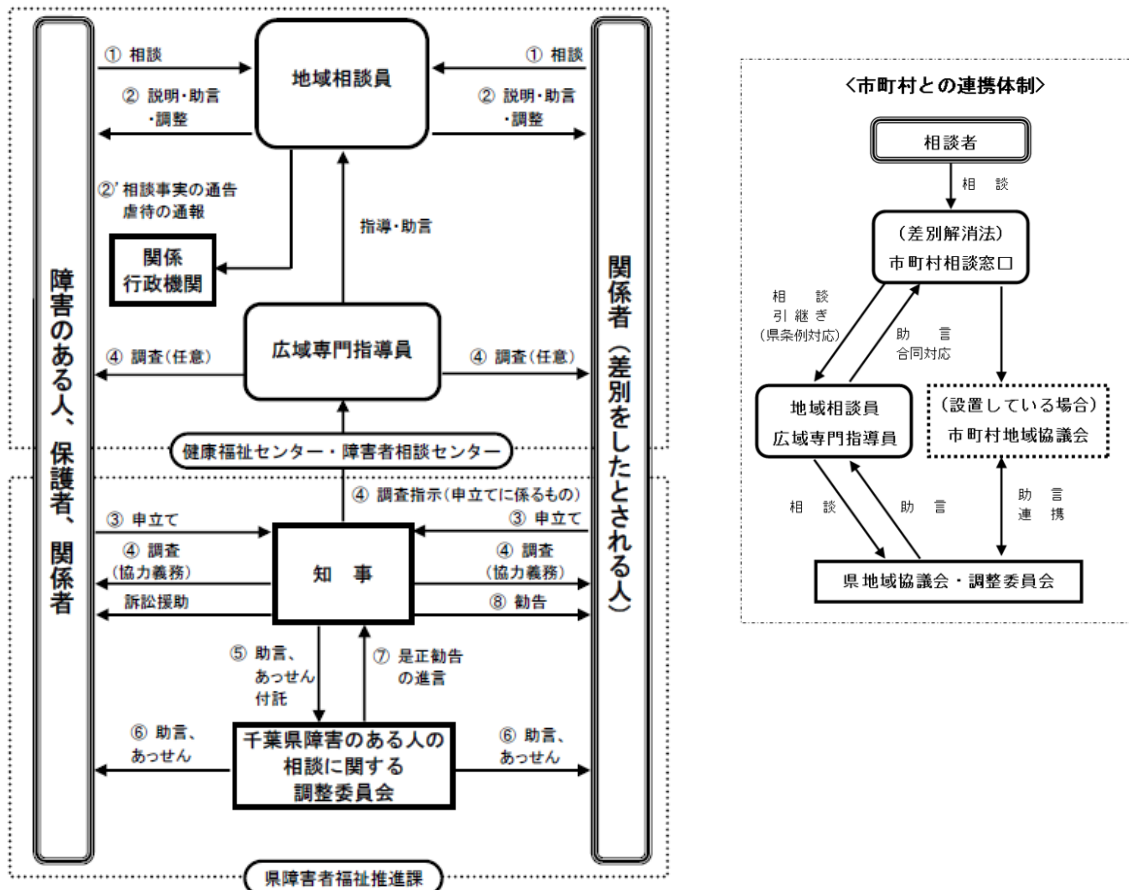
「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」（以下「障害者条例」という）における個別事案を解決する仕組みは、身近な相談役として委嘱した県内の約 570 人の地域相談員と、相談活動を総括する 16 人の広域専門指導員の地域に密着した相談活動及び、知事の附属機関として設置された「千葉県障害のある人の相談に関する調整委員会」（以下「調整委員会」という）による助言・あっせんと重層的な仕組みとなっている。（図1）

また、平成 29 年度は県障害者福祉推進課共生社会推進室の職員が、各地域の相談活動のバックアップや、「調整委員会」の事務局としての事務を所掌し、県民からの相談は、広域専門指導員の配置機関と県障害者福祉推進課共生社会推進室に専用相談電話を設置して受け付けたほか、FAXや電子メールによる受付も行った。

さらに、差別解消法により設置された市町村の相談窓口の求めに応じて助言等を実施するほか、事案に応じ適宜連携を図り対応した。

なお、相談の受付時間は、休日・年末年始を除き、月曜日から金曜日の午前9時から午後5時までとしている。

図1 個別事案解決の仕組み



(1) 圏域別地域相談員委嘱状況 (平成30年3月1日現在)

圏域	人数	圏域	人数	圏域	人数
千葉	75	野田	18	夷隅	21
船橋	27	印旛	70	安房	35
習志野	32	香取	25	君津	36
市川	35	海匝	35	市原	30
松戸	34	山武	35		
柏	35	長生	27	合計	570

(2) 広域専門指導員の配置状況 (平成30年3月31日現在)

圏域	配置機関	圏域内市町村
千葉	中央障害者相談センター	千葉市
船橋	中央障害者相談センター 船橋分室	船橋市
習志野	習志野健康福祉センター	習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市
市川	市川健康福祉センター	市川市、浦安市
松戸	松戸健康福祉センター	松戸市、流山市
柏	東葛飾障害者相談センター	柏市、我孫子市(※)
野田	野田健康福祉センター	野田市
印旛	印旛健康福祉センター	成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、 白井市、富里市、酒々井町、栄町
香取	香取健康福祉センター	香取市、神崎町、多古町、東庄町
海匝	海匝健康福祉センター	銚子市、旭市、匝瑳市
山武	山武健康福祉センター	東金市、山武市、大網白里市、九十九里町、 芝山町、横芝光町
長生	長生健康福祉センター	茂原市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、 長柄町、長南町
夷隅	夷隅健康福祉センター	勝浦市、いすみ市、大多喜町、御宿町
安房	安房健康福祉センター	館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町
君津	君津健康福祉センター	木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市
市原	市原健康福祉センター	市原市

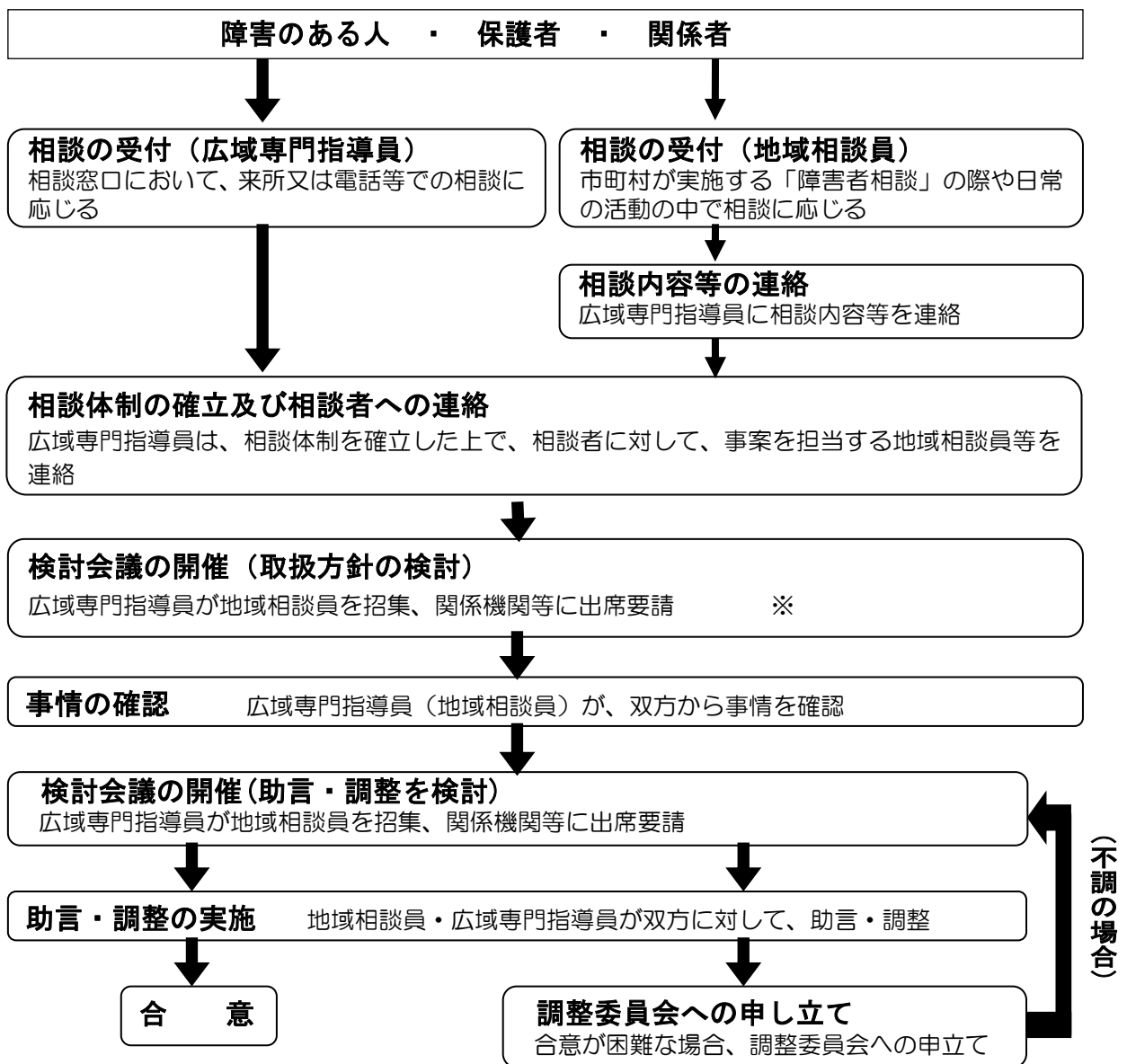
※ 柏圏域の相談窓口である東葛飾障害者相談センターは、我孫子市内にあるため、相談者の利便性から、我孫子市内の相談は柏圏域の相談窓口で受け付けることとしている。

## 2 相談活動の流れ

地域相談員及び広域専門指導員は、図2に示すとおり、「相談の受付」、「相談体制の確立及び相談者への連絡」、「検討会議の開催（取扱方針の検討）」、「事情の確認」、「検討会議の開催（助言・調整を検討）」、「助言・調整の実施」、「合意（相談活動の終結）」の流れに従い活動している。

なお、円滑な相談活動を確保するために、圏域内で受け付けたすべての相談事案は、一旦、広域専門指導員のもとに集約し、優先度や緊急度を個別に判断しながら相談活動を実施している。

図2 相談活動の流れ



※匿名の相談に対しても取扱方針を決める検討会議までは対応



## Ⅱ 相談活動の実績

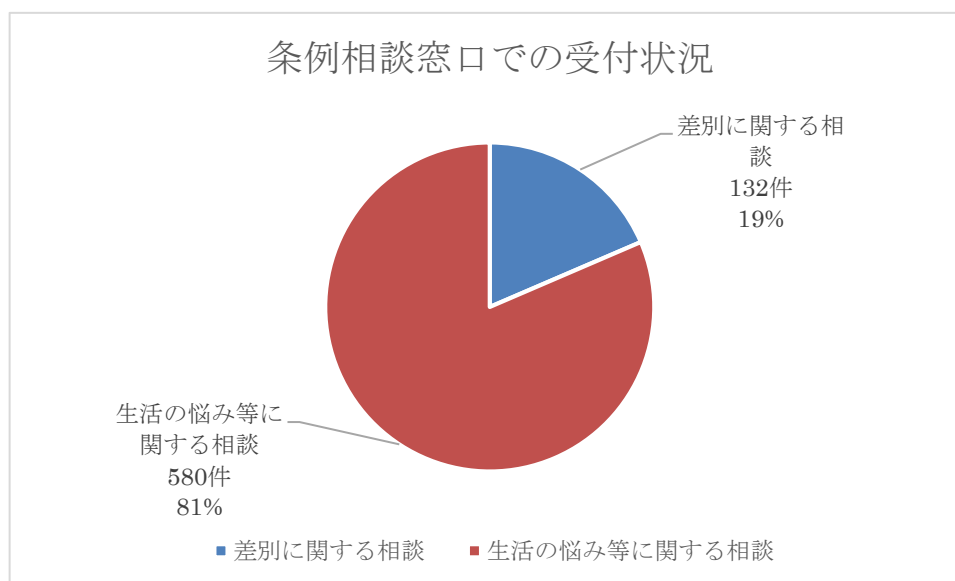
### 条例の相談窓口での受付状況

平成 29 年 4 月から平成 30 年 3 月末までに条例の相談窓口寄せられた相談は、712 件であった。

この相談窓口には、はじめから「こういう差別を受けた。」と明確にされる相談よりも、様々な要素が複雑に絡み合って、相談者自身どうしたらいいのかわからずにされるものが多い。そのため、相談を受け付けた際は、まずは相談者の話をじっくりと傾聴し、生きづらさや理不尽な思い等を理解するよう心がけながら、相談者が何を求めているのか、訴えの背景に差別の問題がないか等を明らかにしてきた。

このように、差別に関する相談活動を開始するためには、寄せられた様々な相談の内容を整理し、その中から「差別に関する相談」を見極め、必要な対応をしていくことが重要である。

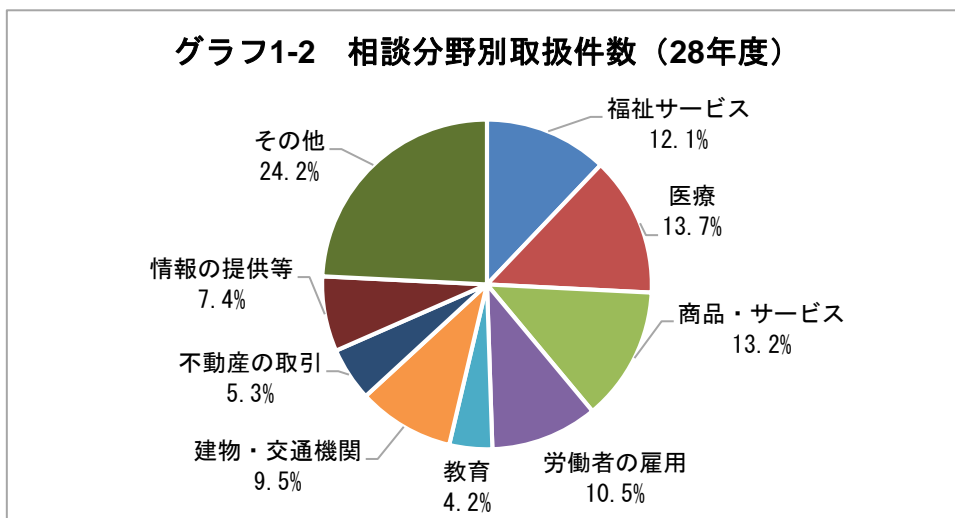
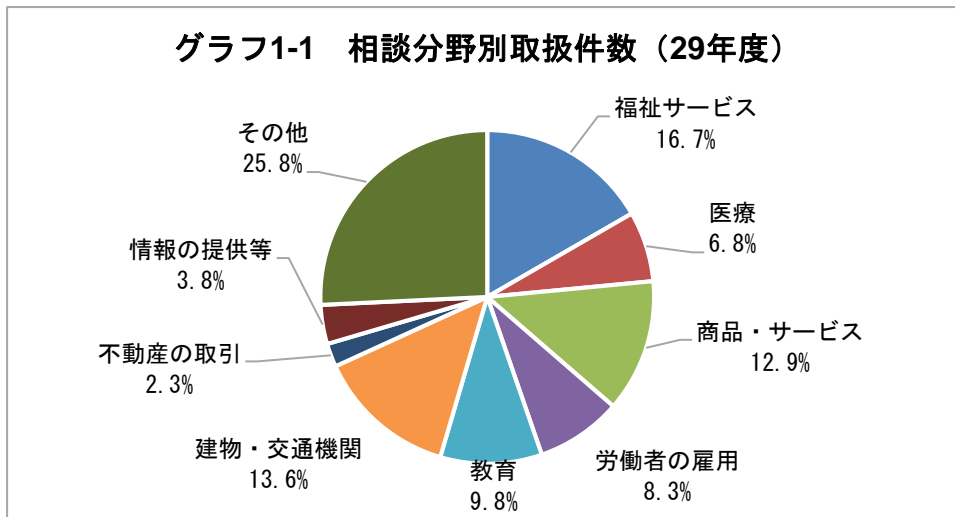
相談 712 件のうち、差別に関する相談に該当するものは 132 件で、全体の 19%を占めた。この 132 件について、以下のとおり分析を行った。



#### 1 相談分野別取扱件数

	29年度(%)	28年度(%)		29年度(%)	28年度(%)
福祉サービス	22(16.7%)	23(12.1%)	建物・交通機関	18(13.6%)	18(9.5%)
医療	9(6.8%)	26(13.7%)	不動産の取引	3(2.3%)	10(5.3%)
商品・サービス	17(12.9%)	25(13.2%)	情報の提供等	5(3.8%)	14(7.4%)
労働者の雇用	11(8.3%)	20(10.5%)	その他	34(25.8%)	46(24.2%)
教育	13(9.8%)	8(4.2%)	総合計	132	190

(注) 複数の分野にまたがる相談については、主な相談分野でカウントした。



（注）割合については、四捨五入して表記したため 100%にならないことがある。

#### 〔概況〕

平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までに受け付けた差別に関する相談 132 件について、条例第 2 条第 2 項各号に規定している差別の分野別に整理したところ、「福祉サービス」が 22 件（16.7%）と最も多く、次いで「建物・交通機関」が 18 件（13.6%）、「商品・サービス」が 17 件（12.9%）となっている。

平成 28 年度に比べると、「医療」9 件（6.8%）は相談件数・相談割合とも少なくなっており、反対に「福祉サービス」22 件（16.7%）、「教育」13 件（9.8%）、「建物・交通機関」18 件（13.6%）は相談割合が増えている。

なお、「その他」34 件（25.8%）には、友人などから差別的な言動を受けたといった相談や、虐待が疑われる相談 16 件が含まれている。

## 2 千葉県における障害種別の障害者数・割合と相談取扱件数

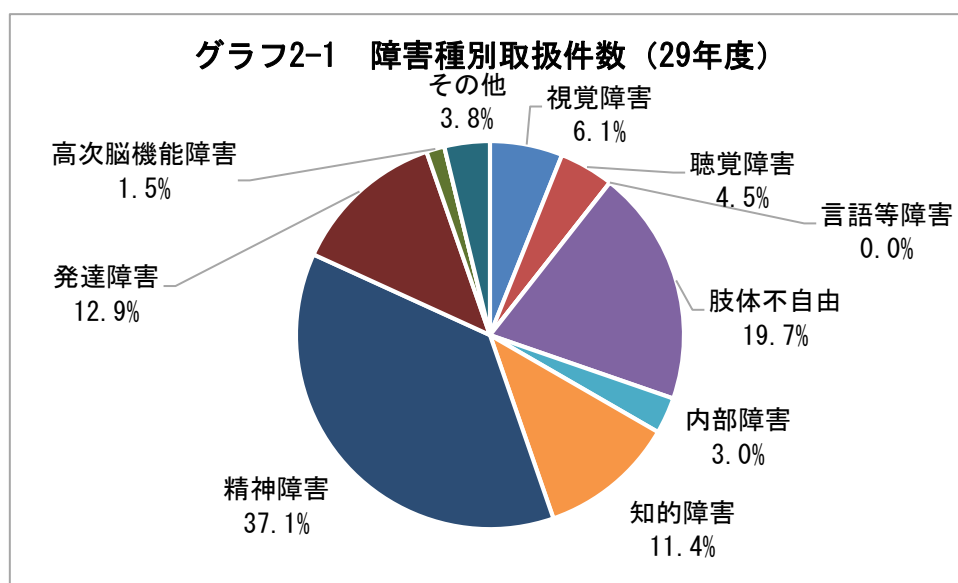
障害種別	障害者数	割合	相談件数	割合
視覚障害	10,969	3.5%	8	6.1%
聴覚障害	12,752	4.0%	6	4.5%
言語等障害	2490	0.8%	0	0%
肢体不自由	92,595	29.2%	26	19.7%
内部障害	60,287	19.0%	4	3.0%
(身体障害合計)	(179,093)	(56.6%)	44	(33.3%)
知的障害	41,755	13.2%	15	11.4%
精神障害	95,805	30.3%	49	37.1%
発達障害	—		17	12.9%
高次脳機能障害	—		2	1.5%
その他			5	3.8%
合計	316,653	100%	132	100%

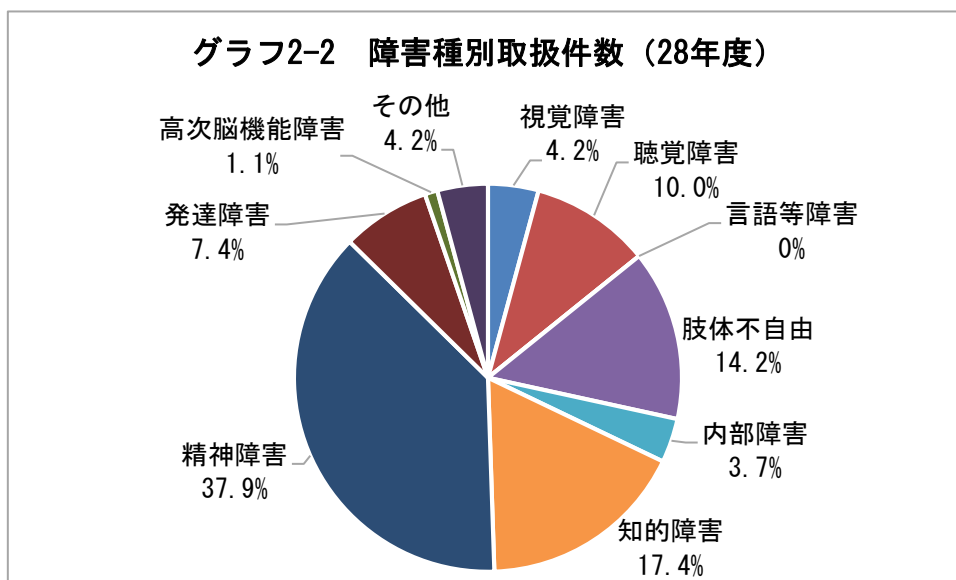
※ ・障害者数は、身体障害及び知的障害については手帳保持者数、精神障害については在院患者数と障害者自立支援医療の受給者数の合計。時点は、平成30年3月末（ただし、在院患者数は平成29年6月末）。

・発達障害及び高次脳機能障害のある人の数については、手帳制度のように行政において把握する方法がないため、計上していない。

(注) ・重複障害のある方については、主な障害種別でカウントした。

・割合については、四捨五入して表記したため100%にならないことがある。





〔概況〕

平成 29 年度に相談のあった 132 件を障害種別ごとに分類すると、「精神障害」が 49 件（37.1%）と最も多く、次いで身体障害の「肢体不自由」が 26 件（19.7%）、「発達障害」が 17 件（12.9%）となっている。なお、平成 28 年度とくらべると、「発達障害」の相談件数・相談割合は増加している。

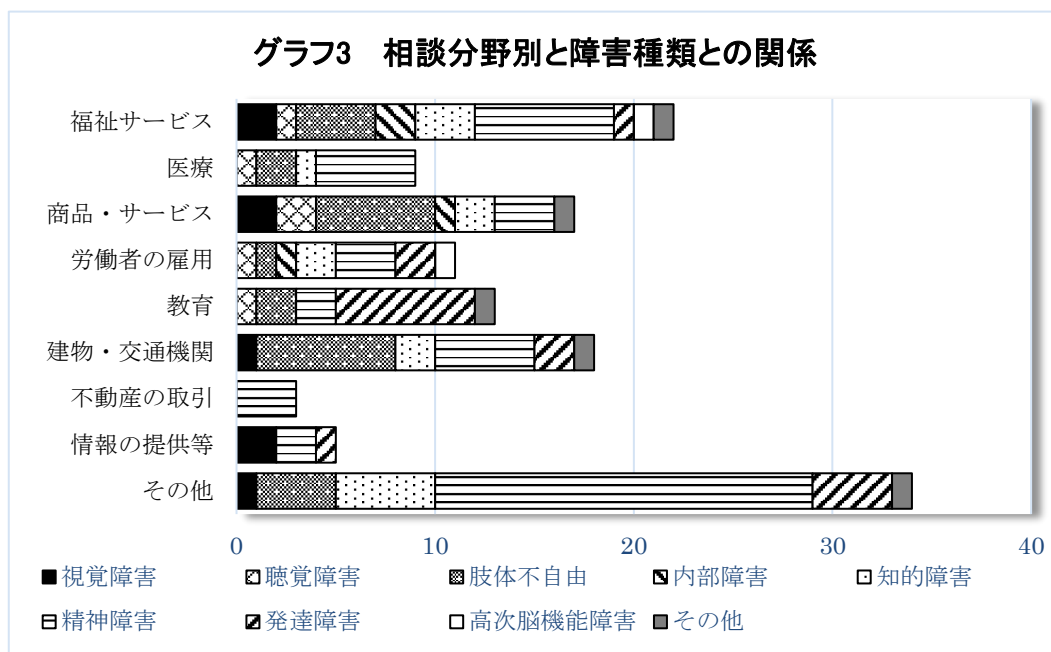
また、これらの障害種別の相談件数割合を、千葉県における障害種別の障害者数割合と比較すると、障害者数の割合に比べ、「内部障害」や「肢体不自由」については相談件数の割合が少なく、逆に「視覚障害」や「精神障害」が多い傾向にあった。

### 3 相談分野と障害種別との関係

相談分野別と障害種別ごとに相談件数を分類すると下表のようになる。

	視覚	聴覚	言語	肢体	内部	(身体小計)	知的	精神	発達	高次脳	その他	計
福祉	2	1		4	2	(9)	3	7	1	1	1	22
医療		1		2		(3)	1	5				9
商・サ	2	2		6	1	(11)	2	3			1	17
雇用		1		1	1	(3)	2	3	2	1		11
教育		1		2		(3)		2	7		1	13
建・交	1			7		(8)	2	5	2		1	18
不動産						(0)		3				3
情報	2					(2)		2	1			5
その他	1			4		(5)	5	19	4		1	34
計	8	6	0	26	4	(44)	15	49	17	2	5	132

グラフ3 相談分野別と障害種類との関係



〔概況〕

(1) 相談分野からみた相談状況

相談分野ごとにどのような障害のある人から相談が多いかをみると、「福祉サービス」の相談件数が例年同様に22件と多く、障害の種別を問わず、さまざまな障害のある人から相談が寄せられているが、なかでも「精神障害」のある人からの相談が多い。

また、「建物・交通機関」の相談18件は、「肢体不自由」と「精神障害」のある人からの相談が多く、「商品サービス」の相談17件は「肢体不自由」のある人からの相談が多い。一方、「情報の提供」の相談5件は、「視覚障害」、「精神障害」、「発達障害」のある人からの相談であった。

(2) 障害種別からみた相談状況

障害種別ごとに、どのような分野の相談があったかについてみると、「身体障害」のある人からの相談44件については、「その他」の相談5件を除くと、「商品・サービス」の相談が11件と多く、次いで「福祉サービス」の相談9件、「建物・交通機関」の相談が8件となっている。相談の多くは、「肢体不自由」及び「視覚障害」のある人からの相談であった。

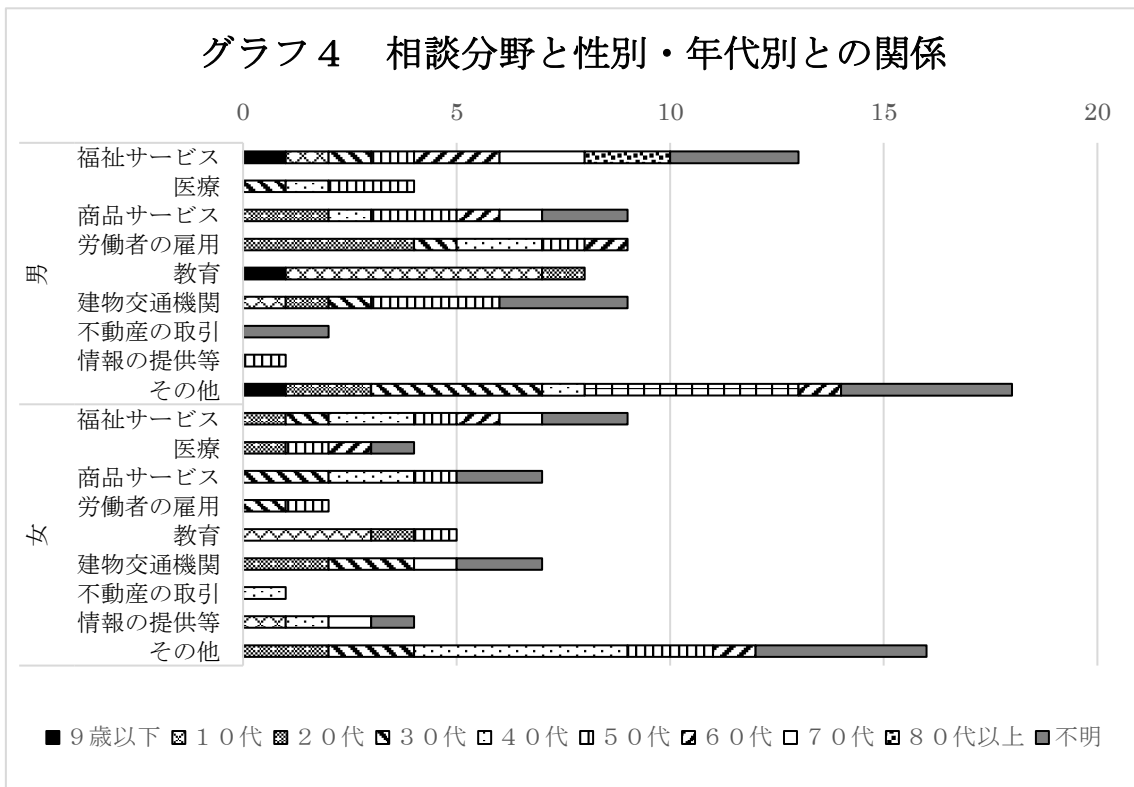
「知的障害」のある人からの相談15件については、「その他」の相談が5件と最も多く、いずれも虐待が疑われる相談であった。

「精神障害」のある人からの相談49件については、「その他」の相談19件を除くと、「福祉サービス」の相談が7件と多く、次いで「医療」、「建物・交通機関」の相談が5件、「商品サービス」、「労働者の雇用」、「不動産」の相談がそれぞれ3件となっている。「発達障害」のある人からの相談17件については、「その他」の相談4件を除くと、「教育」の相談が7件、「労働者の雇用」、「建物・交通機関」の相談が2件となっている。「高次脳機能障害」のある方の相談は2件、「福祉サービス」、「労働者の雇用」であった。「その他」の相談では、差別的発言を受けた、近隣住民からの嫌がらせを受けたという相談が多い。

#### 4 相談分野と性別・年代別との関係

		福祉サービス	医療	商品サービス	労働者の雇用	教育	建物交通機関	不動産の取引	情報の提供等	その他	計
男	9歳以下	1				1				1	3
	10代	1				6	1				8
	20代			2	4	1	1			2	10
	30代	1	1		1		1			4	8
	40代		1	1	2					1	5
	50代	1	2	2	1		3		1	5	15
	60代	2		1	1					1	5
	70代	2		1							3
	80代以上	2									2
	不明	3		2				3	2	4	14
男計		13	4	9	9	8	9	2	1	18	73
女	9歳以下										
	10代					3			1		4
	20代	1	1			1	2			2	7
	30代	1		2	1		2			2	8
	40代	2		2				1	1	5	11
	50代	1	1	1	1	1				2	7
	60代	1	1							1	3
	70代	1					1		1		3
	80代以上										
	不明	2	1	2			2		1	4	12
女計		9	4	7	2	5	7	1	4	16	55
性・年齢不明			1	1			2				4
合計		22	9	17	11	13	18	3	5	34	132

グラフ4 相談分野と性別・年代別との関係



〔概況〕

平成29年度に相談のあった132件を性別で分類すると、「男性」が73件（55.3%）、「女性」が55件（41.7%）、「不明」が4件（3.0%）であった。

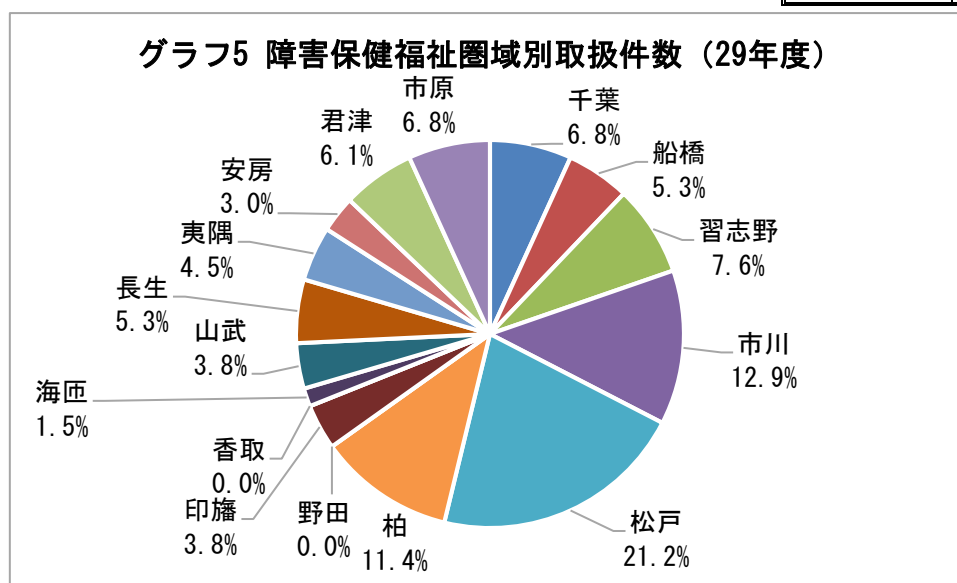
性別から相談状況をみると、男性は、「その他」の相談が18件（24.7%）と最も多く、次いで「福祉サービス」の相談が13件（17.8%）、「商品サービス」、「労働者の雇用」、「建物交通機関」の相談が各9件（12.3%）となっている。女性は「その他」の相談が16件（29.1%）、次いで「福祉サービス」の相談が9件（16.4%）、「商品サービス」、「建物交通機関」の相談が7件（12.7%）となっている。

また、平成29年度に相談のあった132件を年代別で分類すると、「不明」30件（22.7%）を除くと、「50代」が22件（16.7%）と最も多く、次いで「20代」が17件（12.9%）、「30代」、「40代」が各16件（12.1%）となっており、20-50代で計71件と全体の53.8%を占めた。相談分野でみると、「福祉サービス」の相談は全ての年代から、「医療」、「労働者の雇用」の相談は20-60代から、「商品サービス」の相談は20-70代から寄せられた。

### 5 障害保健福祉圏域別取扱件数

千葉	9	松戸	28	香取	0	夷隅	6	
船橋	7	柏	15	海匝	2	安房	4	
習志野	10	野田	0	山武	5	君津	8	
市川	17	印旛	5	長生	7	市原	9	
							総合計	132

（注）事案の対応をした圏域でカウントした。



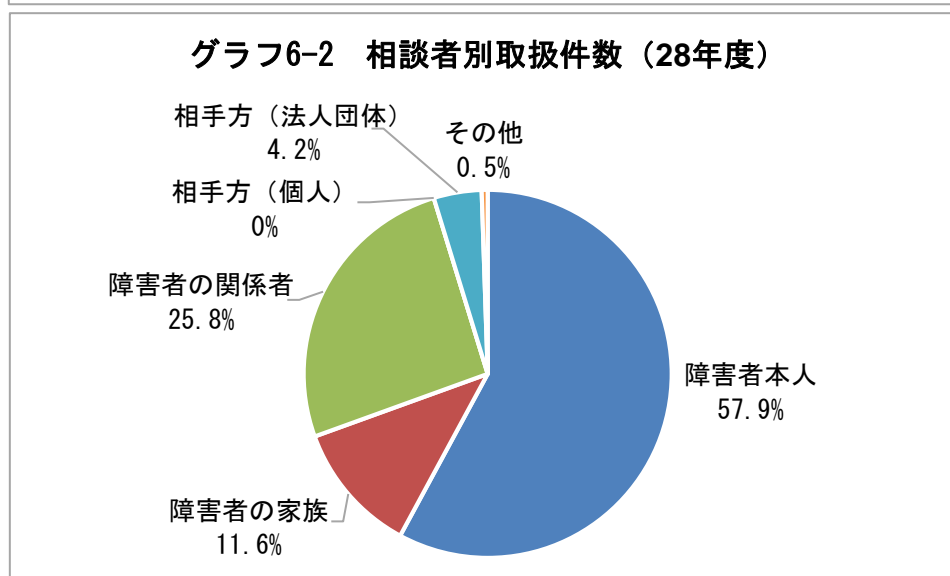
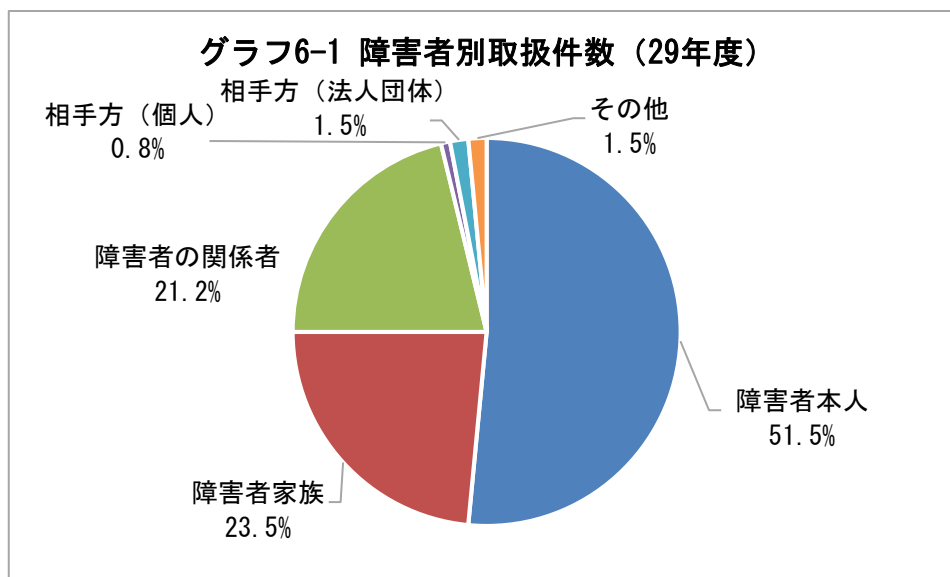
（注）割合については、四捨五入して表記したため100%にならないことがある。

〔概況〕

平成 29 年度に相談のあった 132 件を障害保健福祉圏域別に整理すると、松戸が 28 件（21.2%）と最も多く、次いで市川が 17 件（12.9%）、柏 15 件（11.4%）、習志野 10 件（7.6%）の順となっている。

## 6 相談者別取扱件数

	29 年度	28 年度		29 年度	28 年度
障害者本人	68	110	相手方（個人）	1	0
障害者の家族	31	22	相手方（法人団体）	2	8
障害者の関係者	28	49	その他	2	1
			総合計	132	190



（注）割合については、四捨五入して表記したため 100%にならないことがある。



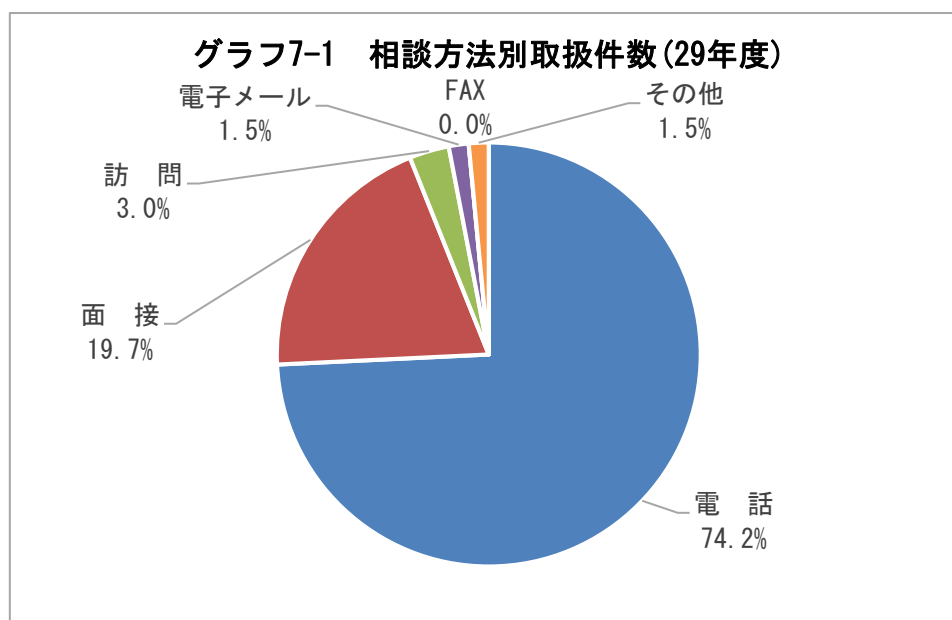
## 〔概況〕

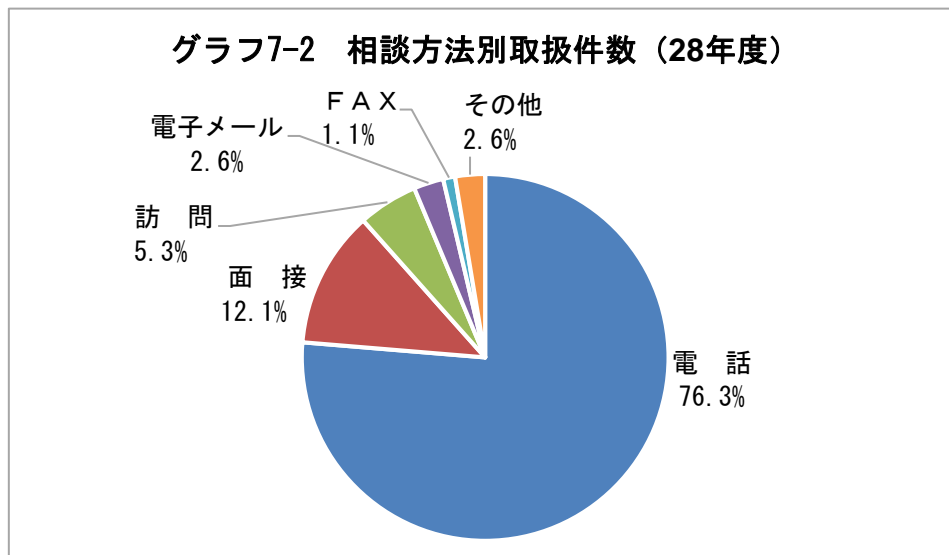
平成 29 年度に相談のあった 132 件を相談者別に整理すると、障害者本人からの相談が 68 件（51.5%）と最も多く、次いで障害者の家族からの相談が 31 件（23.5%）、障害者の関係者からの相談が 28 件（21.2%）となっている。

なお、条例の相談は、障害者側だけでなく、差別をしたとされる側に当たる相手方にも相談窓口が開かれているが、平成 29 年度においては、相手方である個人、法人・団体の職員から 3 件（2.3%）の相談が寄せられた。その相談内容としては、障害のある人との間でトラブルが起きている、あるいは起きそうだが、障害のある方にどのような配慮をしたらよいかという具体的な対応の助言を求めてくるものであった。

## 7 相談方法別取扱件数

	29 年度	28 年度		29 年度	28 年度
電 話	98	145	電子メール	2	5
面 接	26	23	F A X	0	2
訪 問	4	10	その他	2	5
			総合計	132	190





（注）割合については、四捨五入して表記したため 100%にならないことがある。

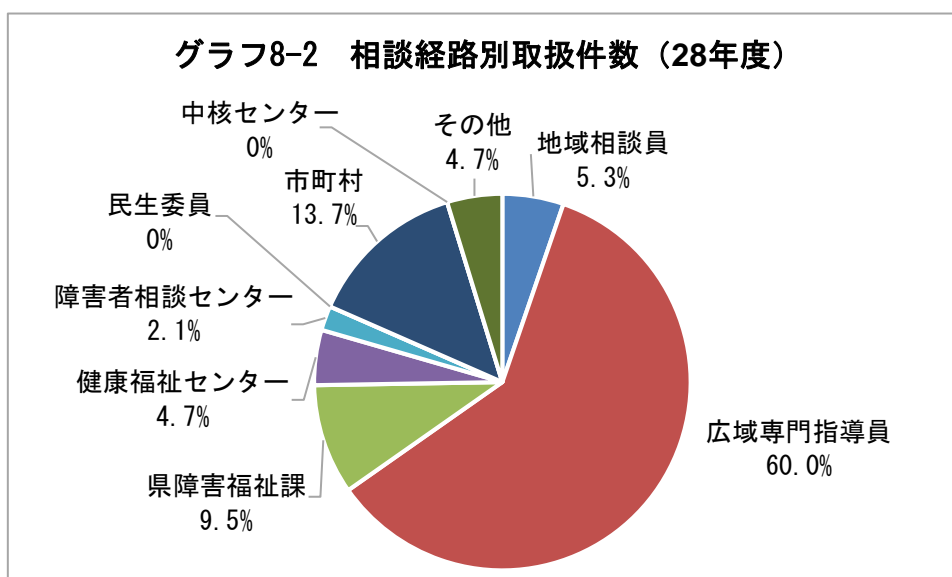
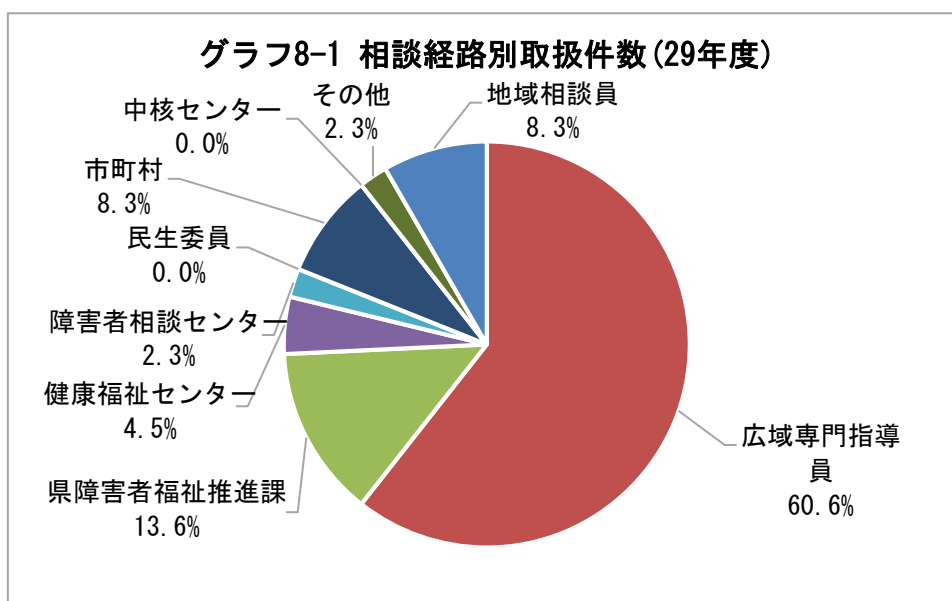
〔概況〕

平成 29 年度に相談のあった 132 件を相談方法別に整理すると、電話による相談が 98 件（74.2%）と最も多く、次いで、来所による面接相談が 26 件（19.7%）となっている。

**8 相談経路別取扱件数**

	29 年度	28 年度		29 年度	28 年度
地域相談員	11	10	民生委員	0	0
広域専門指導員	80	114	市町村	11	26
県障害者福祉推進課	18	18	中核センター(注)	0	0
健康福祉センター	6	9	その他	3	9
障害者相談センター	3	4	総合計	132	190

（注）中核地域生活支援センターの略



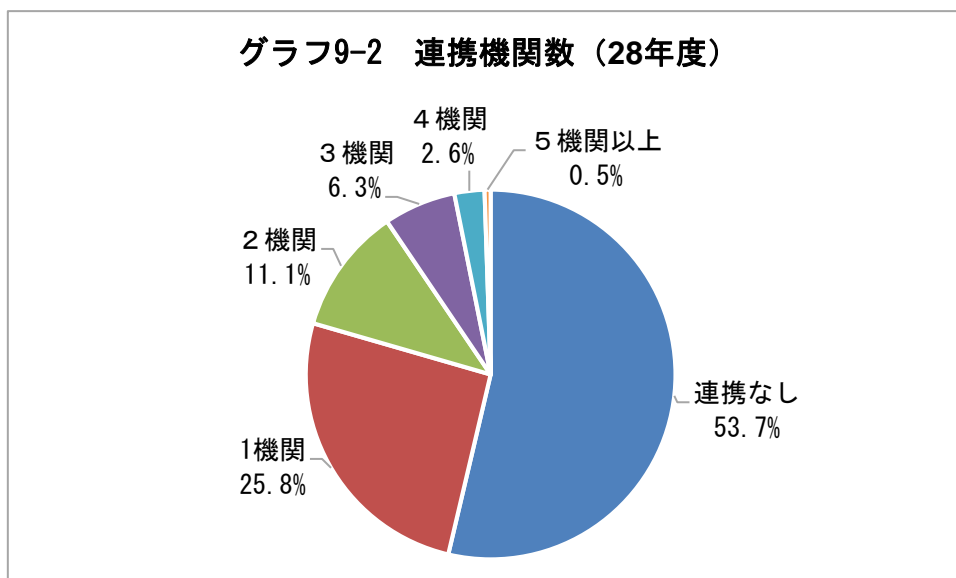
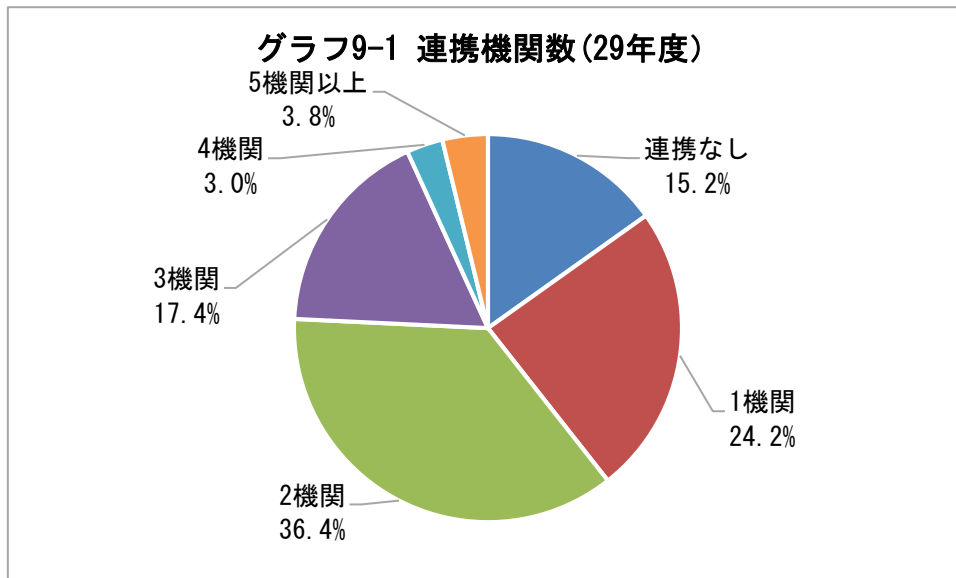
#### 〔概況〕

平成 29 年度に相談のあった 132 件を相談経路別に整理すると、広域専門指導員が最初に相談を受けたケースが 80 件（60.6%）と最も多く、次いで県障害者福祉推進課が 18 件（13.6%）、地域相談員・市町村が各 11 件（8.3%）の順となっている。

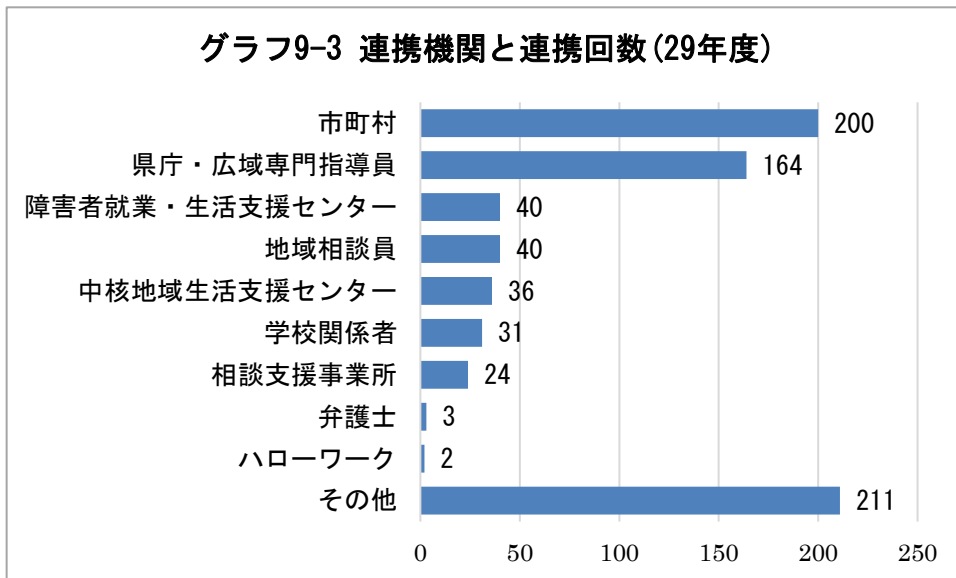
特に、市町村を經由して相談を受けるケースが平成 25 年度から増えており、差別解消法の施行により、市町村に相談窓口が設置されたことが影響している。

## 9 地域相談員や他機関との連携状況

他機関との連携の有無（件数）			1 事案に対する連携機関の数（機関数）		
	29 年度	28 年度	内訳	29 年度	28 年度
連携なし	20	102	1 機関	32	49
連携あり	112	88	2 機関	48	21
			3 機関	23	12
			4 機関	4	5
			5 機関以上	5	1
合計	132	190		112	88



グラフ9-3 連携機関と連携回数(29年度)



〔概況〕

平成 29 年度に相談のあった 132 件のうち、広域専門指導員が相談活動を進めていく中で、連携を図った機関について整理した。なお、継続中の事案については、平成 29 年度末現在の段階で連携のあった機関等を抽出している。

広域専門指導員が地域相談員や他機関と連携したものは、112 件（84.8%）で、そのうち 2 機関との連携が 48 件（36.4%）と最も多く約半数を占め、1 機関との連携が 32 件（24.2%）、3 機関が 23 件（17.4%）、4 機関が 4 件（3.0%）、5 機関以上が 5 件（3.8%）となっている。

これは、条例相談の問題の解決に当たっては、単に差別をしたとされる相手方との調整だけでなく、相談者を取り巻く関係機関の調整も必要とされることや、複数の関係機関が連携を図らなければならないことを表している。平成 25 年度以降、条例相談窓口に寄せられた差別に関する相談のうち、半数以上の事案は関係機関と連携を図りながら対応している。

連携している機関等とその連携回数については、グラフ 9-3 のとおり市町村が延べ 200 回と最も多く、次いで県庁・広域専門指導員が延べ 164 回、障害者就業・生活支援センター及び地域相談員が延べ 40 回となっている。地域相談員の場合、13 ページの相談経路別取扱件数をみてもわかるとおり、地域相談員に直接相談が寄せられる件数は少ないが、相談の問題解決にあたっては、広域専門指導員は地域相談員の個々の専門性を考慮した上で協力を依頼し、両者が協働して活動を行っている。

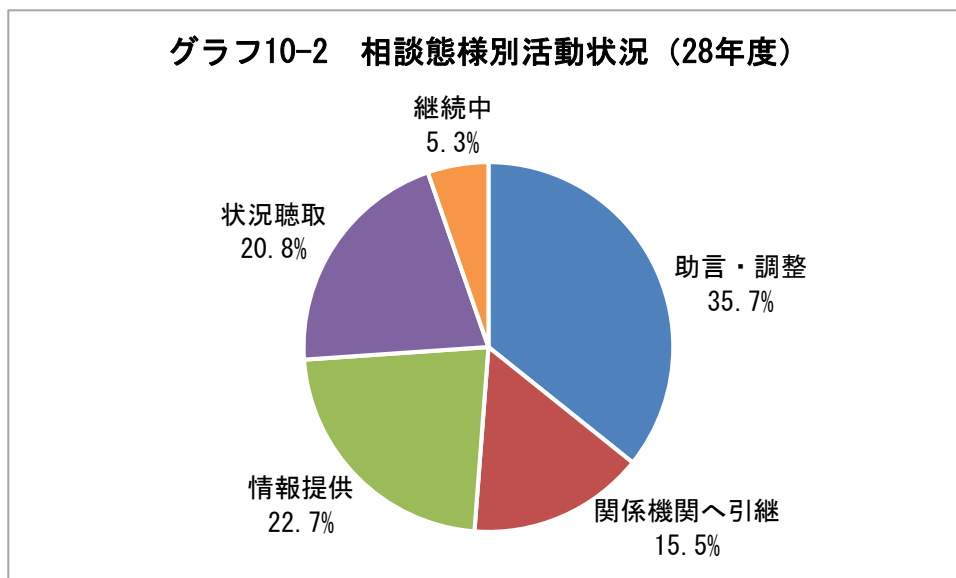
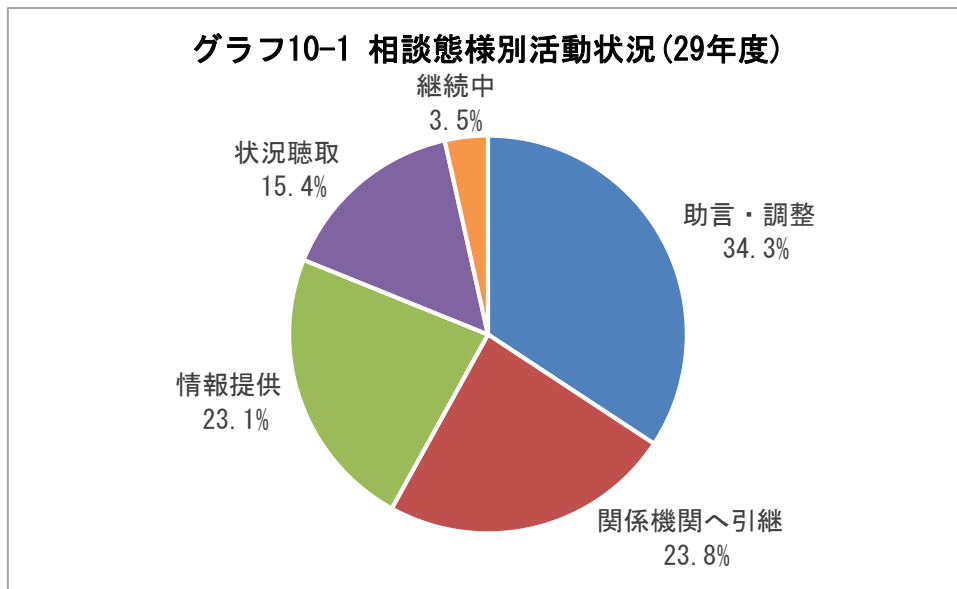
その他の延べ 211 回は、民間事業者、障害者関係団体、ケアマネージャー、広域専門指導員が所属するセンター内の専門職種など多岐にわたっている。

他機関との連携がなく終結した件については、相談者から特に調整活動の希望はなく、傾聴により終結した事案や情報提供のみで終わった事案であった。

## 10 相談態様別活動状況

相談態様	29年度			28年度		
	件数	活動回数	平均回数	件数	活動回数	平均回数
(1)助言・調整	49	1287	26.3	74	887	12.0
(2)関係機関へ引継	34	351	10.3	32	263	8.2
(3)情報提供	33	187	5.7	47	246	5.2
(4)状況聴取	22	82	3.7	43	311	7.2
終結件数 計	138	1907	13.8	196	1,707	8.7
継続中	5	38	7.6	11	502	45.6
合計 ※	143	1945	13.6	207	2,209	10.7

※前年度からの引継ぎ事案も含む



## 〔概況〕

平成 29 年度においては、年度内に相談のあった 132 件のほか、平成 28 年度から引き継いだ 11 件を含めた計 143 件について、延べ 1,945 回の相談活動を実施した（ここでいう相談活動とは、電話相談や訪問等による面接相談、関係機関に繋げるための連絡調整、当事者間に入り問題解決を行う調整活動等、広域専門指導員が行う活動を指す。）。

また、この 143 件のうち、138 件（96.5%）は年度内に終結している。

なお、143 件を相談態様別に整理すると、「助言・調整」を行った事案が 49 件（34.3%）、「関係機関」に引き継いだ事案が 34 件（23.8%）、本人に「情報提供」をして終わった事案が 33 件（23.1%）、相談者の意向等により話を聴いたのみの事案（「状況聴取」）が 22 件（15.4%）、「継続中」が 5 件（3.5%）となっている。

### Ⅲ 相談事例からみた相談活動の状況

第Ⅲ章では、平成29年度にどのような相談が寄せられたか、それに対しどのように活動して解決してきたのかを分野別に整理した。

また、複数の関係機関において協議を必要とする事例が増えている傾向にあり、事例毎に関係法令等を整理した。なお、条例は全ての事例に該当するため記載は省略した。

#### 1 各分野における相談事例

(事例は、個人情報保護の観点から、実際のものを基に再構成している。また、文章中の「本人」とは、事例の障害当事者のことを指している。)

##### (1) 福祉サービス

**【事例1】**生活保護担当者が障害の理解がない。

**【相談者】**聴覚障害のある地域相談員

**【相談の内容】**

地域相談員に、聴覚障害のある生活保護受給者より、「生活保護の担当者が聴覚障害や精神的な障害に理解がない。今後の定期的な面談が苦痛であり担当者を変えてほしい」と相談が寄せられた。

地域相談員は、今後の対応について、どのように相談に応じたら良いか、広域専門指導員に助言を求めた。

**【対応と結果】**

1 地域相談員は初めての相談活動であり、事案発生場所が市役所内であったことから、広域専門指導員は、市障害担当課に対応の協力を依頼することも視野に入れ支援方針を検討し、以下、(1)アプローチする相手、(2)調整活動を進める者について分け、調整活動の進め方について選択肢を提示し、地域相談員が主体的に活動できるよう助言した。

(1) 相手へのアプローチ

- ア 生活保護担当者へ直接状況を確認
- イ 相談者の関わりのある市障害福祉担当課へ働きかける
- ウ 差別解消法の市障害者相談窓口へ働きかける
- エ 差別解消法の相談窓口の市障害担当課へ働きかける

(2) 調整活動をすすめる者

- ア 地域相談員と広域専門指導員
- イ 地域相談員
- ウ 広域専門指導員（地域相談員の事情により活動出来ない場合）

2 上記1について、地域相談員が市障害者差別相談窓口へ働きかけ、調整活動を行い、生活保護担当課へヒアリングをした後、地域相談員、手話通訳者、市障害担当課、生活保護担当課、広域専門指導員にて情報共有を行った。

3 相談者が差別的だと感じた生活保護担当者の発言とその理由。



- (1)「精神病院に行っていますか(本人の通院状況確認のため)。」  
→現在、「精神病院」という言葉は使ってはいけない。
- (2)「何で働かないんですか(ひきこもりの兄弟の確認をするため)。」  
→事情を聞かず、一方的に働かないことを聞く。
- (3)相談者の子の医療機関の受診時間変更について、手話通訳を介さずに相談者の子と兄弟に電話で伝えた。しかし、相談者は、手話通訳者を介さずに時間の変更の連絡が入るはずがないと思い、変更時間に受診をしなかった。(相談者に正確な情報が入らなかった。)
- 4 生活保護の担当者は業務上、通院状況や就労状況について把握する必要があることを相談者に説明した。また、こうした面談は担当者個人というよりも、生活保護担当課として対応したことであり、何かあれば、いつでも担当者以外の上司等への相談が可能である事を相談者へ伝え、了承を得られた。また、障害担当課職員の関わりも継続して検討していくこととなり、終結とした。

#### 【関係法令等】

- ・差別解消法
- ・千葉県手話言語等の普及の促進に関する条例
- ・精神病院の用語の整理等のための関係法律の一部を改正する法律  
(平成 18 年 6 月 23 日法律 94 号)

〔背景〕精神病院という用語は、精神患者を収容する施設というイメージが残っており、そのことが、精神科医療機関に対する国民の正しい理解の深化や患者の自発的な受診の妨げとなっていること。

〔内容〕精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等における「精神病院」という用語を「精神科病院」という用語に改める等とするもの。

福祉サービス分野の相談は、サービス提供者が障害について配慮してくれない、支援者側から納得のいく説明が得られず、差別的な言葉を言われたなどという相談が寄せられた。

事例 1 は障害者に対する手話通訳者を介した説明や情報提供であっても、当事者の気持ちが十分にくみ取れなかった事例であった。相互の認識に違いが見られた場合、早い段階で適切な情報を伝える必要があった。

身近な相談役の地域相談員と、相談活動を総括する広域専門指導員は、今後も個別性に配慮したきめ細かな相談活動を続け、同時に個々の事例を通して関係者と協議を重ねる中で、支援体制の整備など地域づくりに波及していくことも意識して活動を行っていく必要がある。

## (2) 医療

### 【事例2】車椅子使用により受診を断られた

【相談者】肢体不自由のある人が困っている様子を見た県民から相談を受けた差別解消法の相談窓口である市町村障害担当課（以下、「障害担当課」という。）

### 【相談の内容】

医療機関窓口で、「車椅子の方はお断り」と言われ困っている様子を見た県民から障害担当課へ相談が寄せられた。障害担当課は、差別相談への対応について、広域専門指導員に助言を求めた。

### 【対応と結果】

- 1 障害担当課職員へ、医療機関への差別解消法の周知活動について助言。
- 2 障害担当課は周知活動のため医療機関を訪問するが、診療中のため、啓発用のパンフレットを窓口スタッフに渡し、その後、電話で医療機関医師より「車椅子を嫌がる患者が多く断っている」という情報を得たが、「障害を理由とする差別の可能性」について検討していなかった。
- 3 市町村権利擁護検討部会での事例検討で、「他の患者から車椅子での受診は清潔ではないと言われたことを理由に、受診を断ることは正当な理由とは言えず、他の車椅子を用意することは過重な負担にあたらなければならないのではないか。再度、差別解消法について説明、協力をお願いする必要があるのではないか。」との意見を得た。
- 4 広域専門指導員は、事例発生から4か月後、医療機関に「車椅子お断り」の張り紙が無い事やバリアフリー等への改善を確認し、合理的配慮の提供がされていると判断。今後、医療機関において差別相談が上がった際は適切に対応することを障害担当課と確認し、終結とした。

### 【関係法令等】

- ・厚生労働省 差別解消法 医療関係事業者向けガイドライン
- ・差別解消法
- ・障害者総合支援法第2条（市町村等の責務）

医療の分野における相談は、医療従事者の対応が障害への理解や配慮がないことや、不利益な扱いをされた、治療等について納得いく説明がなかったなどの相談が寄せられた。

事例2は、肢体不自由のある人が「車椅子の方はお断り」と受診を断られたという相談であるが、相談を受けた障害担当課から相談を受け、対応について助言し、市町村権利擁護検討部会にて事例検討を行った事例である。

医療分野は、生命・健康に直結し、緊急の対応を要する場面も想定される重要分野であるため、今後も機会を捉えて医療機関に対する啓発活動を行い、障害のある人が安心して医療が受けられるような配慮を求めていく必要がある。

また、広域専門指導員は、市町村と協力して「障害者等の権利の擁護のために必要な援助」が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行うことが必要である。

### (3) 商品及びサービスの提供

**【事例3-1】** 多目的トイレが無いことを理由に受験を断られた。

**【相談者】** 肢体不自由のある人の保護者

#### **【相談の内容】**

受験会場に多目的トイレが無い事を理由に検定試験を断られた。会場の変更を申出たが、対応してもらえなかった。インターネットで受験を申し込む際は、障害のことを伝える項目が無かったため、事前に伝えていなかった。

#### **【対応と結果】**

- 1 相談者は当該主催者、当該主催者本部、居住地市町村、県へ相談をしていた。広域専門指導員は、当該主催者を訪問し事実確認をしたところ、相談者に対する対応を検討し受験会場の変更の調整後、結果について相談者へ伝える予定であった。相談者は受験会場の変更が出来ないため受験が出来ないと思っていることを伝えた。
- 2 当該主催者が受験会場を変更し介助を付けることとし、相談者が納得して受験が出来たため終結とした。
- 3 今後はインターネット申込みであっても、事前に配慮が必要な場合は申出ることができるよう改善された。

#### **【関係法令等】**

- ・差別解消法
- ・文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消に関する対応指針

**【事例3-2】** 盲導犬使用者への合理的配慮について周知活動をしたい

**【相談者】** 障害担当課

#### **【相談の内容】**

障害担当課に盲導犬使用者が来庁したことをきっかけに、差別解消法の事前的环境整備（合理的配慮）として、飲食店等に周知活動をしたい。

#### **【対応と結果】**

- 1 障害担当課に対し推進会議の取組「課題3 病院や飲食店等における身体障害者補助犬の受入れ」を情報提供し、「ほじょ犬もっと知ってBOOK」、「ほじょ犬ステッカー」を千葉県食品衛生協会及び千葉県旅館ホテル生活衛生同業組合に送付し、補助犬同伴受入れ義務の周知を協力依頼した。
- 2 障害担当課、盲導犬を普及する会と共同で街頭啓発活動を実施
- 3 「盲導犬同伴の受け入れ体制が出来ていない」と情報を得た、当該医療機関に対し周知啓発活動を実施。

### 【関係法令等】

- ・身体障害者補助犬法第9条  
(不特定かつ多数の者が利用する施設における身体障害者補助犬の同伴)
- ・厚生労働省 差別解消法 衛生事業者向けガイドライン

事例3-1は、インターネット上の検定試験申込みフォーマットに障害等への配慮の明記が無かったため、申込み後に相談者が電話で問い合わせたところ、対応に行き違いが生じ相談者の不安が増長し、複数の関係機関へ相談をした事例であった。

「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」に、不当な差別的取扱いに当たり得る具体例として、「学校への入学の出願の受理、受験、入学、授業等の受講や研究指導、実習等郊外教育活動、入寮、式典参加を拒むことや、これらを拒まない代わりとして正当な理由のない条件を付すこと。」とされており、相談対応時には本人の認識と相手方の意向に相違がないか、適切な情報が伝わっているかなど丁寧な状況調査が必要である。

事例3-2は、盲導犬使用者が障害担当課へ来庁したことを契機として、盲導犬使用者の合理的配慮について普及啓発をした事例であった。

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部によると、平成30年7月1日現在の千葉県における身体障害者補助犬実働頭数は、盲導犬28頭、介助犬1頭、聴導犬1頭である。補助犬は身体に障害のある方の自立と社会参加に欠かないので、厚生労働省作成の「ほじょ犬もっと知ってBOOK」等を活用した周知活動を行い、理解の促進に努める必要がある。

## (4) 労働者の雇用

**【事例4】** 職場での対応に差別を感じる。障害を理解してほしい。

**【相談者】** 内部障害のある人

### 【相談の内容】

体調不良による長期入院を理由に、責任者から「退職を促すような態度」を取られた。責任者の言動が自分に対しては、特別に厳しいと感じるので、退職する予定だが、話を聞いて欲しい。

職場には様々な障害のある人が働いているが、障害について理解がないように感じるので、周知活動をしてほしい。

### 【対応と結果】

- 1 同職場については、他の事例においても相談が入る事があったため、相談支援専門員、基幹相談支援センター職員、相談者、広域専門指導員4者で話し合いの場を調整した。
- 2 広域専門指導員は、職場を訪問し、職場内の細かな規則は、身体、知的、精神、内部障害などさまざまな障害のある人が働いているので、トラブルを

回避するために作られており、職員全員が共通認識を持てるよう、事業所内に掲示されていることがわかった。

また、障害の特性に応じた対応について、職員同士話し合い対応していた。

- 3 広域専門指導員は、責任者に対して、条例、差別解消法についてのパンフレットを渡して説明した。障害と言っても内部障害や精神障害、知的障害など見た目では障害がわかりにくい方がいること、従業員にも障害にはさまざまな種類があることを周知し、可能な範囲で合理的配慮を提供して頂きたいことをお願いした。
- 4 責任者より、障害への個別の配慮をしながら働きやすい職場になるように取り組んでいきたいとのコメントがあり、終結とした。

【関係法令等】

- ・改正障害者雇用促進法
- ・改正障害者雇用促進法に基づく差別の禁止・合理的配慮に関するQ&A（相談体制の整備等）

Q4-5-1. 相談体制の整備に当たって、どのような措置を講ずる必要がありますか？

A4-5-1. 次の①から④の措置を講ずる必要があります。

- ① 相談に適切に対応するために必要な体制を整備すること。具体的には、相談への対応のための窓口を定め、労働者に周知するとともに、相談窓口の担当者が適切に対応できるように必要な措置を講ずること。
- ② 採用後における合理的配慮に関する相談があったときは、支障となっている事情を迅速に確認し、合理的配慮の手続を適正に行うこと。
- ③ 相談者のプライバシーを保護するために必要な措置を講ずること。
- ④ 相談をしたことを理由として、解雇その他の不利益な取扱いを行ってはならない旨を定め、労働者に周知・啓発をすること。

労働者の雇用の分野においては、上司の言い方がきつい、差別的な発言を受けた、同僚の態度が冷たいといった相談が寄せられている。

事例4の事業所については、これまでの該当地域からの相談経緯を踏まえて、関係者と事例を共有し対応について検討した。

平成28年4月からは改正障害者雇用促進法の施行により、雇用の分野で障害のある人に対する差別が禁止され、合理的配慮の提供が義務付けられた為、広域専門指導員は相談の内容に応じて、労働部門の相談窓口へつなげる活動により問題解決に導いている。労働部門へつなげた中には、使用者虐待として捉えられた事案もあり、雇用の分野においては、使用者による虐待の可能性も念頭に置いて今後も活動を行っていく必要がある。

また、改正障害者雇用促進法に基づく合理的配慮の基本的な考え方に則り、双方の建設的対話の積み重ねにより、良好な職場環境の保持に努められるよう、問

題解決へ導きたい。

## (5) 教育

**【事例5】** 障害を理由にNPO主催のキャンプの単独参加を断られた。

**【相談者】** 発達障害のある子ども（以下「本児」とする。）の保護者

### **【相談の内容】**

保護者無しでキャンプに参加させたい。

障害を理由に参加を断らないで欲しい。

### **【対応と結果】**

- 1 本児の保護者より、障害を理由にキャンプの参加を断られたと広域専門指導員に相談が寄せられた。保護者はすでに差別解消法の相談窓口である障害担当課に相談済みとのこと。広域専門指導員は相談者である保護者に個人情報共有の同意を得たのち、障害担当課と当事案に関する情報収集と今後の方針について協議した。
- 2 障害担当課は既に主催者であるNPOに事実確認を終えていた。主催者側の話によると、本児は事前説明会に参加した際、落ち着かない行動等が見られたため、安全の確保を検討し「保護者への協力」を提案したところ、保護者は「障害者はお断り」と言われているように感じ、障害担当課に相談、その後広域への相談に至ったことが分かった。
- 3 広域専門指導員は障害担当課と相談内容の確認をし、本児や保護者の思いを尊重しつつ、障害担当課からNPOに対して、参加が可能になるための代替案について検討できるかどうか再度聞き取りを実施することとなった。広域専門指導員からは、市がNPOへの聞き取りする際に、保護者や本人と建設的な話し合いが出来るよう助言して欲しいと伝えた。
- 4 相談者には障害担当課が主導で動くことを伝え、広域は引き続き経過を把握していく役割で相談者は同意した。
- 5 NPOは保護者側への具体的な代替案として、以下を検討していた。
  - ① 短時間の参加
  - ② 保護者の付き添いによる参加
  - ③ その他 保護者と話し合いながら検討する。主催者側と保護者が建設的な話し合いを重ねた結果、参加する方向となった。
- 6 参加前の準備
  - ① キャンプ前の体験説明会に親子で参加して貰い、参加時における不安な点や疑問点を双方で洗い出し、本番時に必要な配慮を共有した。体験説明会は本人にも心身の準備を進める機会となった。
  - ② 不測の事態に備えて、保護者といつでも連絡を取れること、場合によっては現地に迎えにくることの合意を得る。
  - ③ 個別対応が必要であり、大学へボランティアの募集をかける。
  - ④ 本児が落ち着かない時の対応として、別メニューを用意しておく。
- 7 参加時の対応
  - ① キャンプ当日は、他の児童より早めに現地に来て、保護者から本児に

行動面への注意を促してもらった。

- ② 日中はスタッフが二人体制、夜間はボランティアの協力でマンツーマンでの対応が可能となった。
- ③ 本児ができるプログラムは参加し、出来ない時は別メニューで対応。
- ④ 母親から危ないときは叱って良いという許可が出ていたので、注意すべき場面ではしかるべき指導をした。

- 8 今回は特別に職員を配置することで、受け入れ体制を整えられた。今後は企画段階から障害のある児童の参加を想定した人員配置の検討をすることで、主催者側の人的負担の軽減に繋がると考えられた。

#### 【関係法令等】

- ・ 差別解消法
- ・ 文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消に関する対応指針

教育分野においては、障害のある園児・児童・生徒に対して障害特性に応じた配慮がなされないという相談から、行事への参加や保護者間の関係性について相談が寄せられた。

事例5は、キャンプ主催者側の事前説明会において本児の様子を見た担当者から、「キャンプの参加に際し、保護者の協力を得られないか」と提案され、「障害者は参加お断り」と言われたように感じ、市への相談の後、広域専門指導員への相談につながった。

この相談は、すでに事実確認を行っていた市障害担当課が動いていたため、相談者にその旨を伝えて、広域専門指導員は主導で調整活動を行うことはなかった。しかし、市障害担当課からの報告でキャンプに参加するためにどのような合理的配慮が必要か検討し、間接的に対応することができた。

本事例においては、発達障害のある子が安全にキャンプに参加するために、個別の配慮が必要という判断であったため、マンパワーの確保のために大学へボランティアを募集したことで、スタッフを増員し対応することができた。

今後は、企画段階より障害のある人の参加を想定しておくことが、結果的に主催者側の負担の軽減につながると考えられた。

#### (6) 建物等及び公共交通機関

【事例6-1】バス会社から、迷惑行為を理由に乗車時に保護者の同乗を求められた。

【相談者】発達障害のある人の保護者

#### 【相談の内容】

10年以上一人でバスに乗車し、就労支援B型事業所に通っていたが、バスの中で異性に対し迷惑行為をした後は、バス会社から保護者の同乗が求められた。そのため、母親が自家用車で送迎をするようになったが、母親の負担が

大きく、相談支援事業所を通じて広域専門指導員に相談が入った。

**【対応と結果】**

- 1 母親の話を傾聴（障害児二人の子育て、家族の健康問題、仕事等）し、母親が先の見えない不安を抱いている事を共有した。
- 2 関係機関（市町村障害主管課、就労継続支援事業所、バス会社、自閉症親の会）と情報を共有し、本人が一人で乗車できる体制について検討会を開催した。
- 3 バス会社へ周知活動。研修会を企画し、本人の障害特性、乗車時の対応について共通理解を求めた。
- 4 本人は迷惑行為について「スキンシップ」と思っていることから、バス、事業所、スイミングスクール等あらゆる場面で「スキンシップ」を求めない、「社会のルール」を教えた。また、本人には、ヘルプカードを持参してもらい活用した。
- 5 地域支援事業「移動支援」（期間限定3か月）を利用し、2か所の事業所の協力を得て、月曜日から金曜日までの5日間、スタッフがバスに同乗。ルールを決めて、バス会社の協力のもと、バス乗車訓練を実施した。  
ルール
  - ・迷惑行為をしたらすぐに下車する。
  - ・騒いで下車が困難な時は、注意だけにとどめる（下車時の事故防止）。
  - ・大声を出したら「小さい声にしてください」と声掛けをする。
  - ・すぐに注意をする。
- バス会社へ依頼
  - ・同伴者の対応を見てもらい、本人が一人乗車になった時の参考とする。
  - ・同伴者から応援を求められたら協力をお願いしたい。
- 6 家族がバス乗車訓練の目的、迷惑行為をしたらバスには乗車できない事を説明し理解させる。
- 7 バス乗車訓練から1か月半が経過した後、担当者会議を開催し一人乗車について協議し、一人で乗車することとなった。
- 8 地域協議会、地域相談員への研修会における事例を報告し、地域における取組について共有することができた。

**【事例6-2】** 障害のある人がタクシー運転手から暴言を吐かれた。

**【相談者】** 精神障害のある人から相談を受けた障害担当課職員

**【相談の内容】**

タクシーの運転手に暴言を吐かれたので謝罪をして欲しい、行政側から相手方に指導をして欲しいとの相談が障害担当課に寄せられた。障害担当課は、対応について広域専門指導員に助言を求めた。

**【対応と結果】**

- 1 広域専門指導員は、障害担当課に対して当事者に、差別解消法や条例の趣旨、謝罪や行政指導はできない事を伝える事や、相手方への周知活動について助言をした。
- 2 相手方のタクシー会社へ、障害担当課職員2名と広域専門指導員で周知活動を実施した。  
相手方の話より、「障害のある人から、できない事を要求されて断ると、



暴言を吐かれた。」と苦情になったことが過去に数回あり、障害者への対応に苦慮している状況を聴取した。

そのため、障害者側がわかるように説明をする必要性、差別解消法における民間事業所の不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の努力義務について助言をした。しかし、相手方は、障害のある人の特性や対応について理解を示さなかった。

3 広域専門指導員は当事者と相談者に対し、国土交通省の差別解消法相談窓口への相談について情報提供をした。

障害の理解が得られない相手方への対応について課題が残った。

#### 【関係法令等】

- ・差別解消法
- ・国土交通省所管事業における障害を理由とする差別の解消の促進に関する対応指針

公共交通機関問題については、乗務員と障害のある人との間のコミュニケーションにおいて、相談者が「暴言」、「乗車拒否」ととらえた事例や障害福祉サービスの割引に関する事例が複数あった。

国土交通省所管事業における障害を理由とする差別の解消の促進に関する対応指針に、不当な差別的取扱いに当たり得る具体例として、「・・・障害者と認識した時点で乗車を拒否する。身体障害者補助犬法に基づく盲導犬、聴導犬、介助犬の帯同を理由として乗車を拒否する。障害者割引に対して、割引タクシー券の利用や領収書の発行を拒否する。（一部抜粋）」記載がある。

広域専門指導員等は、個別の事例や市町村と連携した周知活動を通じて必要な助言、情報提供その他の援助を行う必要がある。

事例6-1は、発達障害のある人がバス内で起こした行動について、家族、就労支援事業所、バス会社、行政が連携し支援を行い、状況が改善した事例であった。地域協議会や地域相談員における研修会で事例を共有することができた。

事例6-2は、市町村の差別相談窓口に寄せられた相談ではあったが、相手方は日頃より障害のある人とのコミュニケーションにおいて課題があり、障害者に対する偏見がみられ、理解が得られず不調として終結した事案であった。

平成28年度推進会議における千葉県タクシー協会の発言によると、「千葉県タクシー協会においては、ハード面では車両のバリアフリー化、ソフト面では心のバリアフリーという形で乗務員に対し、ユニバーサルドライバー研修を実施し、どのような乗務員も親切な対応が出来るように今後も推進していきたい。」と障害のある人への配慮を実施していた。

社会に存在する障害者に対する差別をなくすためには、障害について理解し、障害のある人と対話し、お互いに考え、社会的障壁をなくすために、啓発普及をすすめていく必要がある。

## (7) 不動産の取引

**【事例7】** 障害を理由に賃貸契約が出来なかったので話を聞いて欲しい。

**【相談者】** 精神障害のある人から相談を受けた障害担当課職員

### **【相談の内容】**

障害担当課に、精神障害のある人から「障害を理由に賃貸契約が出来なかったので話を聞いて欲しい。」と相談が寄せられた。このことを巡って、障害担当は広域相談指導員に助言を求めた。

### **【対応と結果】**

- 1 障害担当課より、「精神障害を理由にA地区においては全ての不動産会社が賃貸契約をしないと言うことは本当なのか。」との相談が広域専門指導員に寄せられた。障害担当課に、精神障害のある人から「障害を理由に賃貸契約が出来なかったので話を聞いて欲しい。」と相談が寄せられたことが判明したため、今後の対応について障害担当課と協議した。
- 2 広域専門指導員が当該不動産会社に状況を聴取したところ、精神障害のある人への発言については、大家の意向を伝えた際の配慮が十分ではなかったことが判明した。
- 3 広域専門指導員は、本事例を契機として、A地区全域の不動産会社へ周知活動を実施した。
- 4 広域専門指導員は、障害担当課に対し、今後不動産賃貸に関する相談があった場合に参考になる千葉県の情報を提供した。

不動産の取引の分野においては、障害があることを理由に入居を断られた、物件が見つからないといった相談が例年同様に寄せられている。

事例7は、障害担当課が身近な相談者として、精神障害のある人からの相談に応じた相談について、今後の市の対応について広域専門指導員に助言を求められた。広域専門指導員はこれまでの経験を活かし、必要な情報を市側へ提供し、周知活動を実施した事例であった。

千葉県では平成25年7月に「千葉県すまいづくり協議会居住支援部会」を設置し、高齢者、障害者等、住宅の確保に特に配慮を要する者（住宅確保要配慮者）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する協議等を行っている。また、平成27年4月から「千葉県あんしん賃貸支援団体登録制度」を開始し、高齢者世帯、障害者世帯等と賃貸人の双方の不安を解消し、円滑な入居と安定した賃貸借関係の構築を支援しているところである。

障害への誤解や偏見を取り除き、障害のある人が地域で生活することができるように不動産仲介業者等に理解を求めることが必要である。

## (8) 情報の提供等

**【事例8】** 障害のある本人が理解出来るように施設の利用規則や注意点説明をせず、付き添いを求めるのは差別だ。

**【相談者】** 精神障害のある人の保護者

### **【相談の内容】**

スポーツクラブの利用に際し、スポーツクラブ側は障害のある本人に対し、施設の利用規則や注意点等を繰り返し説明した。しかし、シューズを履かないでジョギングマシーンを使用する、ダンスのレッスン中にスタジオ内を歩き周るなど、説明内容が理解出来ずに安全が確保出来ない為、保護者へ付き添いを求め、1年が経過する。

障害のある本人が理解できるように説明をしないのは、差別ではないか。その都度分かり易く施設の利用規則や参加中に注意すべきことなどを説明して、障害があっても、スポーツクラブの利用が出来るようになって欲しいと相談が寄せられた。

### **【対応と結果】**

- 1 広域専門指導員は、スポーツクラブを訪問し、条例、差別解消法、障害のある人に対する情報保障のためのガイドラインにより、障害特性による合理的配慮、精神障害のある人に対する情報保障等について具体的に助言。
- 2 スポーツクラブ側は、職員全員及び系列施設の研修会において条例、差別解消法について周知啓発した。
- 3 スポーツクラブ側が障害のある人に対し理解を示し、障害のある人が利用を開始する際は、利用規則について双方で確認し、分かり易い説明を心がけるようになり、合理的配慮がなされ、障害のある人が一人で施設を利用出来るようになったため、終結とする。

### **【関係法令等】**

- ・スポーツ基本法第2条第5項

「スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。」と規定されている。スポーツに関する施設及びサービス等を提供する事業所においては、障害の有無に関わらず誰もが楽しく安全にスポーツに親しむことができる環境を整備し、障害者がスポーツに参加する機会の拡充を図るとの基本的な考え方を踏まえて対応することが適当である。

- ・文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消に関する対応指針

情報の提供等における分野では、行政の職員から福祉制度の詳しい説明をしてもらえなかった、代筆を断られた、といった相談が寄せられている。

事例8は、スポーツクラブの利用において、精神障害のある人の理解が得られるように施設の利用方法等を説明せず、母親の付き添いを求めていた。広域専門指導員がスポーツクラブの職員に対し、精神障害のある人の障害特性や合理的

配慮について説明し、双方で対話することで、障害のある人が一人で施設を利用できるようになり状況が改善された。

情報のやりとりにあたっては、障害の状況に応じて、手段や方法などの様々な配慮が必要である。

また、平成 28 年 4 月に差別解消法が施行され、障害のある人に対する不当な差別的扱いの禁止や合理的な配慮の提供が行政機関において法的義務となったことや、スマートフォンをはじめとする情報通信技術の進展などの社会的状況の変化を受け、平成 21 年 12 月に策定した「障害のある人に対する情報保障のためのガイドライン」を平成 29 年 3 月に改定した。

## (9) その他

**【事例 9】** 障害に配慮した応援席を希望したが話を聞いてもらえなかった。

**【相談者】** 肢体不自由のある人

### **【相談の内容】**

スポーツ大会の応援に行った際に、主催者へ応援席の配慮を求めたが対応してもらえなかった。対応した者に謝罪して欲しい。主催者側に条例や差別解消法について周知して欲しい。

### **【対応と結果】**

- 1 県立学校主催のスポーツ大会の応援に行った際、主催者に障害に配慮した応援席を希望したが、話を聞いてもらえなかったと広域専門指導員に相談が寄せられた。
- 2 広域専門指導員は相談者から状況を聞き取り、障害者福祉推進課は主催者から状況を聞き取った。相談者は主催者から「差別とは判断しない」等、納得が出来ない説明を受け、謝罪を求めている。  
主催者は、相談者の障害に配慮した応援席の準備はできなかった為、今後の対応について、話し合いの場を設定した。
- 3 主催者管轄圏域の広域専門指導員が主催者に対し、条例や差別解消法の周知活動を行った。
- 4 調整活動を進める中で、当初の相談と違う方向に向かい、相談者は個人間の「言った」、「言っていない」の問題に対して謝罪を求めた。しかし、謝罪をすることは、条例の趣旨とは異なり、条例が対応できる範囲を超えている旨を説明し了承を得た。

### **【関係法令等】**

- ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する千葉県教育委員会職員対応要領

条例で規定している差別の 8 つの分野に該当しない、障害を理由につらい思いをした相談は、「その他」の分野とした。「その他」の相談では、友人や家族から差別的なことを言われた、嫌がらせを受けたといった相談や、イベント等でのトラブルに関する相談が寄せられた。

事例9においては、個人間の「言った」、「言っていない」の問題に対して謝罪を求める相談であった。

条例においては、双方の折り合いがつくところを探し出し、理解し合う調整活動を行っているところである。本事例においては、個人に対しての謝罪や調整活動を望んでおり、条例における対応の限界と考えられた。

障害のある人に対する差別の多くは、障害のある人への理解が不十分なことから生じている。また、差別は、それと気づかずに行われることも多く、様々な立場の県民がお互いに理解を深め、協力し合い、差別をなくす取組を進めることが大切である。

## 2 相談活動のまとめ

### (1) 対応困難な事例の増加

条例の相談窓口への「差別に関する相談」132件の内、他の関係機関と連携をした事例は112件であった。その内、2機関以上連携した事例が80件(60.1%)であった。事例の背景には、複雑な要因が絡んでいることが多く、適切に対応するためには、障害のある人を取りまく様々な関係者と共に検討をする必要があったことが考えられた。

このような相談活動の積み重ねを通じて、地域の関係者と顔の見える関係を築き、対応困難な事例に一つ一つ丁寧な対応を継続していく必要がある。

また、これまでの条例に基づく相談活動の経験を活かし、市町村で対応困難な事案について求めに応じて助言等を実施するなど、引続き、市町村の相談窓口と一体となって差別の解消に向けて取り組む必要がある。

### (2) 共生社会の実現に向けて

条例と差別解消法を通じて、障害のある人に対する様々な差別の解消を進め、誰もが暮らしやすい千葉県づくりを進めているところである。

広域専門指導員に相談が寄せられた後に、相手方に事情の確認をすると、既に、それぞれの立場で「どのような合理的配慮が提供できるか?」、「不当な差別的取扱とは何か?」と議論していることが見受けられた。一方で、当事者間の関係がこじれ、「差別をされて辛い。」、「謝罪を求める。」等、当事者間の対話が困難となっている場面も見受けられた。こうした背景には、障害に対する理解やコミュニケーションが不足していることが一因でもあった。

障害のある人への差別をなくすためには、障害について理解し、障害のある人と対話し、お互いに考え、具体的に行動することが大切である。広域専門指導員は、地域の関係者や支援者とともに、障害のある人の理解を広げ、差別をなくす取組を継続し、誰もが暮らしやすい共生社会の実現に向けて取り組んでいく必要がある。

## IV その他の活動状況

### 1 広域専門指導員等連絡調整会議の開催

広域専門指導員は、さまざまな障害特性を有する人から、福祉関係にとどまらず、雇用や教育、医療など多岐にわたる相談を受けており、常に関連分野の新しい情報の把握と相談支援のための知識・技術を深める必要がある。このことから、事務担当者も含めて、相談に関わる職員を対象として、広域専門指導員等連絡調整会議を開催した（原則毎月第3火曜日午前10時から午後4時）。開催状況は表1のとおり。

表1 広域専門指導員等連絡調整会議開催状況

日程 会場	内 容	出席者
4月18日(火) 千葉県庁 南庁舎別館5階 第3会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己紹介</li> <li>事務連絡</li> <li>グループ研修</li> </ul>	広域専門指導員 15人 事務担当職員 14人
5月16日(火) 千葉県教育会館 2階 202会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>事務連絡</li> <li>グループ研修</li> </ul>	広域専門指導員 15人 事務担当職員 3人 他県相談員 1人
6月15日(木) (午前) JR千葉駅周辺 (午後) 千葉県教育会館 本館7階 701会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>JR千葉駅周辺にて啓発活動</li> <li>事務連絡</li> <li>グループ研修</li> </ul>	広域専門指導員 15人 事務担当職員 2人
7月14日(金) 地域開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別授業 (グループ1)</li> <li>施設見学 (グループ2・3)</li> <li>グループ研修</li> </ul>	広域専門指導員 15人 事務担当職員 2人
9月19日(火) 千葉県庁 南庁舎5階 第3会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>事務連絡</li> <li>グループ研修</li> <li>研修会「発達障害について」 講師：千葉県発達障害者支援センターCAS 副センター長 田熊立氏</li> </ul>	広域専門指導員 16人 事務担当職員 1人 他県相談員 1人

日 程 会 場	内 容	出席者
10月17日(火) 千葉県庁 南庁舎3階 第1会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務連絡</li> <li>・グループ研修</li> <li>・上半期活動報告</li> </ul>	広域専門指導員 16人 事務担当職員 1人
11月21日(火) (午前) 千葉県庁 中庁舎3階 第1会議室 (午後) 千葉県教育会館 2階 202会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務連絡</li> <li>・グループ研修</li> <li>・研修会「ユニバーサルデザインについて」 講師 公益社団法人共用品推進機構 総務部総務課長 森川 美和 氏</li> </ul>	広域専門指導員 15人 事務担当職員 2人
12月19日(火) 千葉県庁 中庁舎3階 第1会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務連絡</li> <li>・グループ研修</li> </ul>	広域専門指導員 15人 事務担当職員 2人
1月16日(火) 千葉県教育会館 2階 201会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務連絡</li> <li>・グループ研修</li> <li>・研修会「精神障害のある人への相談対応について」 講師 ちば審理教育研究所 所長 光元 和憲 氏</li> </ul>	広域専門指導員 15人 事務担当職員 3人 他県相談員 1人
2月19日(月) 2月20日(火) 2月21日(水) 地域開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別授業 (グループ1 2/19に実施)</li> <li>・施設見学 (グループ2 2/21に実施)</li> <li>・施設見学 (グループ3 2/20に実施)</li> <li>・グループ研修</li> </ul>	広域専門指導員 15人 事務担当職員 3人
3月20日(火) 千葉県教育会館 2階 201会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務連絡</li> <li>・活動報告</li> <li>・グループ研修</li> </ul>	広域専門指導員 15人 事務担当職員 4人 他県相談員 1人

\*出席者数に県障害福祉課職員は含まない。

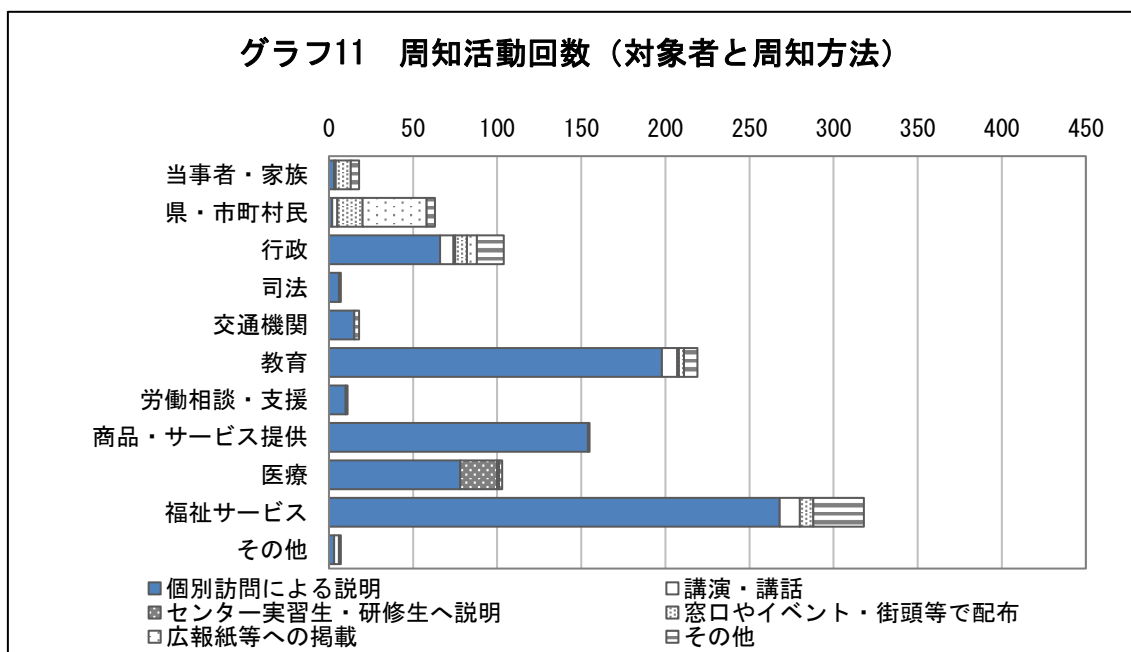


## 2 障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくりのための周知活動

広域専門指導員は、差別をなくすための取組として、条例の普及啓発のための周知活動を行っている。

県障害者福祉推進課で作成したリーフレット等を広報媒体として、福祉事業所等への個別訪問等を中心に平成29年度は1,023回の活動を実施した。対象者と周知方法は、グラフ11のとおり。

この活動は、条例を周知するだけでなく、広域専門指導員の名前と顔を知ってもらい、気軽に相談を持ちかけてもらえるような関係を作ることを目指した活動としても位置付けている。



障害者施設等に出向き、障害のある人やその家族、職員に対して条例の周知を図るほか、医療機関や公共交通機関の職員、スーパーマーケットの店員など障害のある人が地域生活の場で接することが多い人たちに対し、機会をとらえて条例の説明や周知を行っている。

また、広く県民に周知を図るため、広報紙への掲載や公民館等に出向くなど、障害への理解を促す活動を継続している。特に、子どもの頃から障害に関する知識を持つことで差別が少しでもなくなるように、また、地域で共に学び・暮らすことができるように幼稚園・保育所から大学までの教育機関への周知活動も積極的に行ってきた。さらに、直接児童や生徒、学生に対し差別に関する講話・講義を行えるよう協力を求めてきた結果、福祉コースのある高等学校にて特別授業を実施することにつながった。

その他、県民の日（6月15日）に、広域専門指導員16名と県障害者福祉推進課職員がJR千葉駅周辺において広報用チラシ入りポケットティッシュを配布する啓発活動を実施し、広く県民に周知を図った。

・周知用のチラシ、パンフレット、周知活動の様子



## V 今後の課題

### 1 継続的な周知活動

千葉県が平成29年12月から平成30年1月に行った「第55回県政に関する世論調査」によると、障害のある人に対する差別をなくすための条例を知っていますかという問いに対して、「よく知っている」、「多少は知っている（聞いたことはある）」が合計で23.4%であり、4年前（平成25年時点）の同調査の18.3%より若干上昇している。

また、内閣府が平成29年8月に行った「障害者に関する世論調査」の概要<sup>\*1</sup>によると、障害を理由とする差別や偏見があると思うかという問いに対して、「ある」と思うが83.9%であり、5年前（平成24年7月時点）の同調査時の89.2%より若干減少している。

これらの調査の指標は、差別の実態と関連づけることは、困難であるが、一定の理解は進んでいると考えられる。

一方で、約8割を超える人が障害を理由とする差別や偏見があると答え、本県における約8割の人が条例について知らないと答えている。

障害のある人への差別をなくすためには、障害について理解し、障害のある人と対話し、お互いに考え、県民一人ひとりの取組が重要である。

そのため、広域専門指導員によるパンフレットを用いた事業所等への個別訪問、広報誌への情報掲載、県内主要駅周辺での街頭啓発など、様々な機会をとらえ継続的に周知活動に取り組む必要がある。

\*1 内閣府政府広報室「障害者に関する世論調査」の概要 平成29年9月

### 2 地域支援ネットワークの構築と強化

条例による相談件数は減少傾向であるが、1件当たりの関係機関との連携数や対応件数が増加していること、虐待を疑う事案がみられることなどから、対応困難な事例が増加傾向にある。

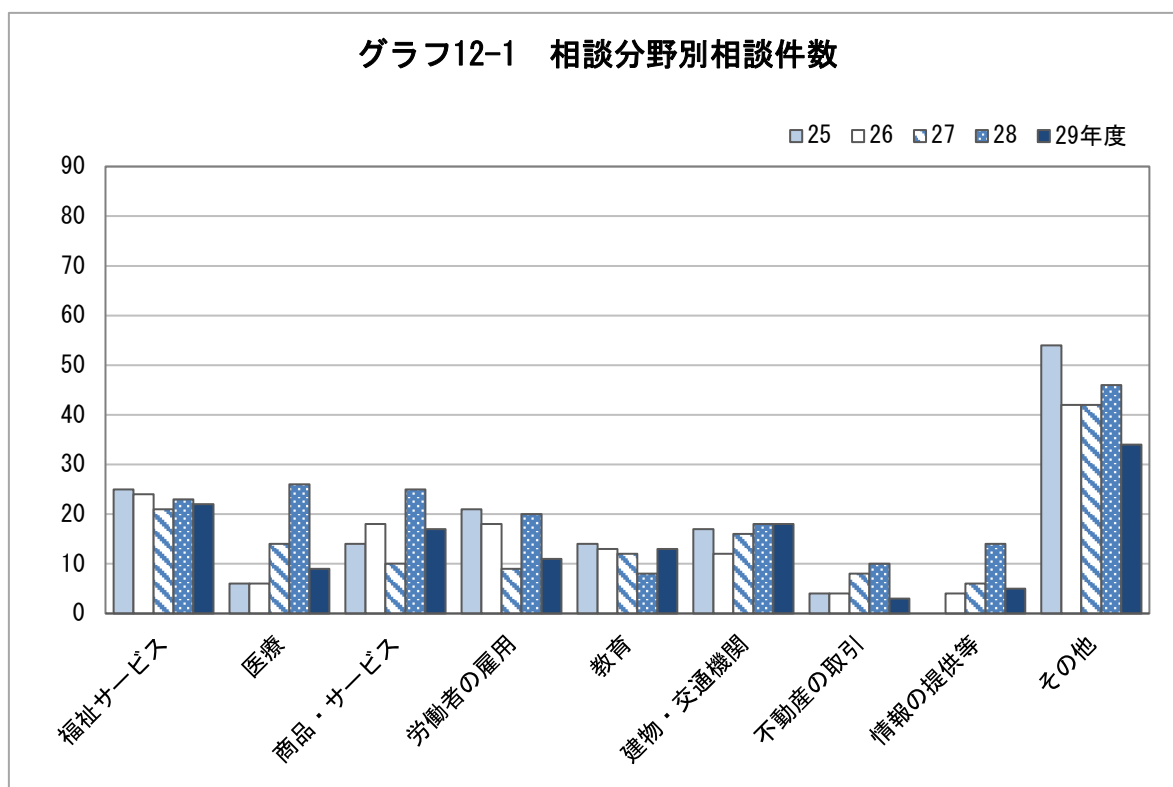
差別解消法の施行により、身近な市町村にも差別に関する相談窓口が設置され、市町村と連携して問題解決を図る必要がある。また、地域の実情に応じた差別の解消のための取組を主体的に行うネットワークとして地域協議会を活用し、各地域における事例や社会的障壁の存在を共有、支援について検討し、地域のネットワークの構築・強化を図り、地域生活において障害のある人の障壁をどのように改善をしていくか、更なる検討が必要である。

## VI 年度別相談受付状況

### 1 相談分野別取扱件数

分野	年度											
	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	合計
福祉サービス	67	67	43	41	42	32	25	24	21	23	22	407
医療	29	14	9	24	21	14	6	6	14	26	9	172
商品・サービス	24	24	26	24	24	12	14	18	10	25	17	218
労働者の雇用	43	34	38	27	24	27	21	18	9	20	11	272
教育	13	20	15	16	9	12	14	13	12	8	13	145
建物・交通機関	37	39	24	22	11	9	17	12	16	18	18	223
不動産の取引	8	8	7	11	1	4	4	4	8	10	3	68
情報の提供等	14	7	3	9	4	3	0	4	6	14	5	69
その他	60	50	68	57	60	80	54	42	42	46	34	593
合計	295	263	233	231	196	193	155	141	138	190	132	2167

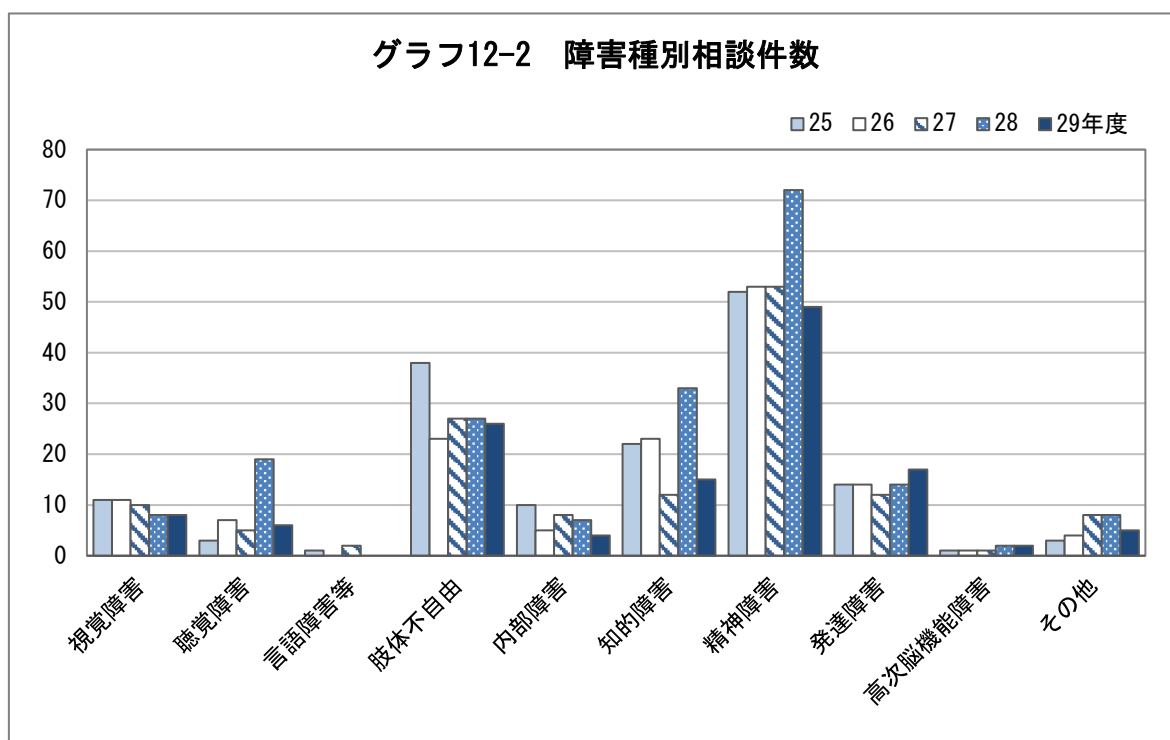
(注) 19年度については、7月からの実績となる。



## 2 障害種別取扱件数

障害種別 \ 年度	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	合計
視覚障害	36	31	16	15	12	4	11	11	10	8	8	162
聴覚障害	10	20	7	14	4	10	3	7	5	19	6	105
言語障害等	6	3	1	0	2	0	1	0	2	0	0	15
肢体不自由	68	62	60	44	35	27	38	23	27	27	26	437
内部障害	10	5	4	6	11	8	10	5	8	7	4	78
知的障害	40	47	36	41	22	40	22	23	12	33	15	331
精神障害	88	66	76	90	82	77	52	53	53	72	49	758
発達障害	20	16	18	11	17	13	14	14	12	14	17	166
高次脳機能障害	1	2	6	2	1	4	1	1	1	2	2	23
その他	16	11	9	8	10	10	3	4	8	8	5	92
合計	295	263	233	231	196	193	155	141	138	190	132	2167

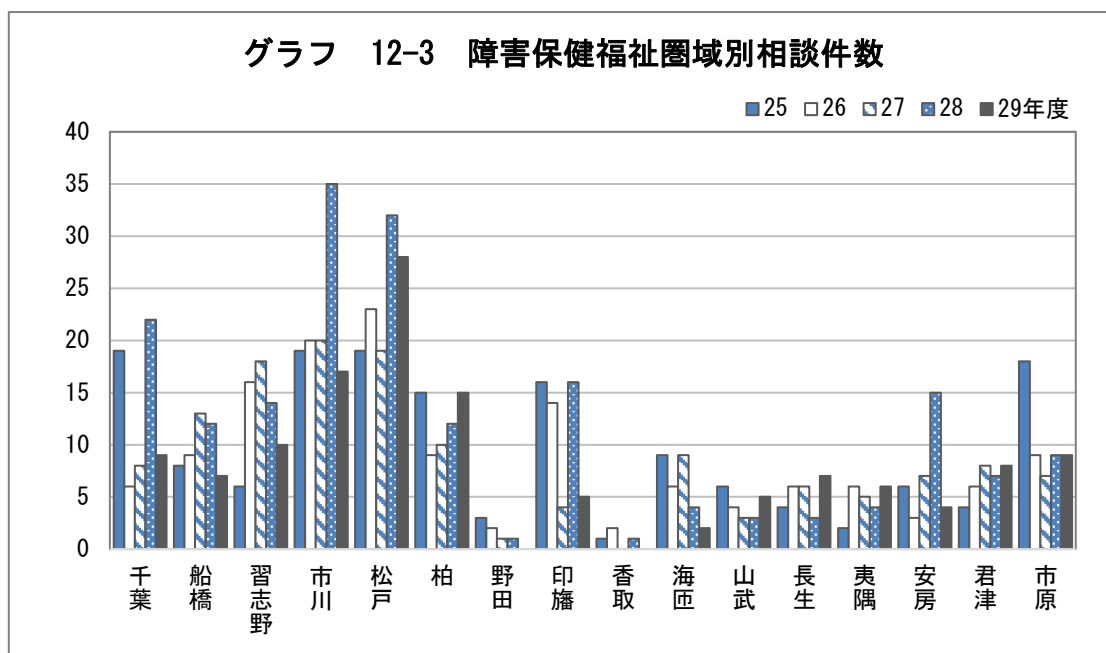
(注) 19年度については、7月からの実績となる。



### 3 障害保健福祉圏域別取扱件数

年度 圏域	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	合計
千葉	64	37	17	26	14	19	19	6	8	22	9	241
船橋	44	19	28	19	20	13	8	9	13	12	7	192
習志野	19	23	19	13	16	11	6	16	18	14	10	165
市川	15	24	17	22	17	17	19	20	20	35	17	223
松戸	15	19	14	16	15	15	19	23	19	32	28	215
柏	16	8	21	20	9	9	15	9	10	12	15	144
野田	21	21	13	8	5	5	3	2	1	1	0	80
印旛	18	13	9	19	16	13	16	14	4	16	5	143
香取	10	5	12	7	5	4	1	2	0	1	0	47
海匝	7	7	5	3	3	6	9	6	9	4	2	61
山武	5	8	3	10	9	15	6	4	3	3	5	71
長生	9	11	14	15	17	15	4	6	6	3	7	107
夷隅	12	14	19	9	6	6	2	6	5	4	6	89
安房	7	28	19	16	17	20	6	3	7	15	4	142
君津	14	12	11	8	8	5	4	6	8	7	8	91
市原	18	12	8	12	17	20	18	9	7	9	9	139
県外・不明	1	2	4	8	2	0	0	0	0	0	0	17
合計	295	263	233	231	196	193	155	141	138	190	132	2167

(注) 19年度については、7月からの実績となる。





# 障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例

平成十八年十月二十日条例第五十二号

改正 平成十九年十二月二十一日条例第七十八号

改正 平成二十四年三月二十三日条例第二十二号

改正 平成二十八年三月二十五日条例第三十号

## 目次

### 前文

### 第一章 総則（第一条―第七条）

### 第二章 差別の事案の解決

#### 第一節 差別の禁止（第八条―第十一条）

#### 第二節 地域相談員等（第十二条―第十九条）

#### 第三節 解決のための手続（第二十条―第二十八条）

### 第三章 推進会議（第二十九条・第三十条）

### 第四章 理解を広げるための施策（第三十一条・第三十二条）

### 第五章 雑則（第三十三条―第三十六条）

### 附則

障害のある人もない人も、誰もが、お互いの立場を尊重し合い、支え合いながら、安心して暮らすことのできる社会こそ、私たちが目指すべき地域社会である。

このような地域社会を実現するため、今、私たちに求められているのは、障害のある人に対する福祉サービスの充実とともに、障害のある人への誤解や偏見をなくしていくための取組である。

この取組は、障害のある人に対する理解を広げる県民運動の契機となり、差別を身近な問題として考える出発点となるものである。そして、障害のあるなしにかかわらず、誰もが幼いころから共に地域社会で生きるという意識を育むのである。

すべての県民のために、差別のない地域社会の実現と、一人ひとりの違いを認め合い、かけがえのない人生を尊重し合う千葉県づくりを目指して、ここに障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例を制定する。

### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この条例は、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための取組について、基本理念を定め、県、市町村及び県民の役割を明らかにするとともに、当該取組に係る施策を総合的に推進し、障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会の実現を図り、もって現在及び将来の県民の福祉の増進に資することを目的とする。

#### （定義）

第二条 この条例において「障害」とは、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害及び同条第二号に規定する社会的

障壁により継続的に日常生活又は社会生活において相当な制限を受ける状態をいう。

- 2 この条例において「差別」とは、次の各号に掲げる行為（以下「不利益取扱い」という。）をすること及び障害のある人が障害のない人と実質的に同等の日常生活又は社会生活を営むために必要な合理的な配慮に基づく措置（以下「合理的な配慮に基づく措置」という。）を行わないことをいう。
  - 一 福祉サービスを提供し、又は利用させる場合において、障害のある人に対して行う次に掲げる行為
    - イ 障害を理由として、福祉サービスの利用に関する適切な相談及び支援が行われることなく、本人の意に反して、入所施設における生活を強いること。
    - ロ 本人の生命又は身体の保護のためやむを得ない必要がある場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、福祉サービスの提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。
  - 二 医療を提供し、又は受けさせる場合において、障害のある人に対して行う次に掲げる行為
    - イ 本人の生命又は身体の保護のためやむを得ない必要がある場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、医療の提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。
    - ロ 法令に特別の定めがある場合を除き、障害を理由として、本人が希望しない長期間の入院その他の医療を受けることを強い、又は隔離すること。
  - 三 商品又はサービスを提供する場合において、障害のある人に対して、サービスの本質を著しく損なうこととなる場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、商品又はサービスの提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。
  - 四 労働者を雇用する場合において、障害のある人に対して行う次に掲げる行為
    - イ 労働者の募集又は採用に当たって、本人が業務の本質的部分を遂行することが不可能である場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、応募若しくは採用を拒否し、又は条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。
    - ロ 賃金、労働時間その他の労働条件又は配置、昇進若しくは教育訓練若しくは福利厚生について、本人が業務の本質的部分を遂行することが不可能である場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、不利益な取扱いをすること。
    - ハ 本人が業務の本質的部分を遂行することが不可能である場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、解雇し、又は退職を強いること。
  - 五 教育を行い、又は受けさせる場合において、障害のある人に対して行う



次に掲げる行為

イ 本人に必要と認められる適切な指導及び支援を受ける機会を与えないこと。

ロ 本人若しくはその保護者（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第十六条に規定する保護者をいう。以下同じ。）の意見を聴かないで、又は必要な説明を行わないで、入学する学校（同法第一条に規定する学校をいう。）を決定すること。

六 障害のある人が建物その他の施設又は公共交通機関を利用する場合において、障害のある人に対して行う次に掲げる行為

イ 建物の本質的な構造上やむを得ない場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、不特定かつ多数の者の利用に供されている建物その他の施設の利用を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。

ロ 本人の生命又は身体の保護のためやむを得ない必要がある場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、公共交通機関の利用を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。

七 不動産の取引を行う場合において、障害のある人又は障害のある人と同居する者に対して、障害を理由として、不動産の売却、賃貸、転貸又は賃借権の譲渡を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。

八 情報を提供し、又は情報の提供を受ける場合において、障害のある人に対して行う次に掲げる行為

イ 障害を理由として、障害のある人に対して情報の提供をするときに、これを拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。

ロ 障害を理由として、障害のある人が情報の提供をするときに、これを拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。

一部改正〔平成一九年条例七八号・二四年二二号〕

（基本理念）

第三条 すべて障害のある人は、障害を理由として差別を受けず、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしく、地域で暮らす権利を有する。

2 障害のある人に対する差別をなくす取組は、差別の多くが障害のある人に対する誤解、偏見その他の理解の不足から生じていることを踏まえ、障害のある人に対する理解を広げる取組と一体のものとして、行われなければならない。

3 障害のある人に対する差別をなくす取組は、様々な立場の県民がそれぞれの立場を理解し、相協力することにより、すべての人がその人の状況に応じて暮らしやすい社会をつくるべきことを旨として、行われなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための施策を総合的かつ主体的に策定し、及び実施するものとする。

(県と市町村との連携)

第五条 県は、市町村がその地域の特性に応じた、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための施策を実施する場合にあっては、市町村と連携するとともに、市町村に対して情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(県民の役割)

第六条 県民は、基本理念にのっとり、障害のある人に対する理解を深めるよう努め、障害のある県民及びその関係者は、障害のあることによる生活上の困難を周囲の人に対して積極的に伝えるよう努めるものとする。

2 県民は、基本理念にのっとり、県又は市町村が実施する、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための施策に協力するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第七条 知事は、県の財政運営上可能な範囲内において、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

## 第二章 差別の事案の解決

### 第一節 差別の禁止

全部改正〔平成二四年条例二二号〕

(差別の禁止)

第八条 何人も、障害のある人に対し、差別をしてはならない。ただし、不利益取扱いをしないこと又は合理的な配慮に基づく措置を行うことが、社会通念上相当と認められる範囲を超えた人的負担、物的負担又は経済的負担その他の過重な負担になる場合においては、この限りでない。

第九条から第十一条まで 削除

削除〔平成二四年条例二二号〕

### 第二節 地域相談員等

第十二条及び第十三条 削除

削除〔平成二四年条例二二号〕

(相談業務の委託)

第十四条 知事は、障害のある人に関する相談を受け、又は人権擁護を行う者その他第三十条第一項各号に掲げる分野に関し優れた識見を有する者のうち適当と認める者に委託して、差別に該当する事案（以下「対象事案」という。）に関する相談に係る業務を行わせることができる。

2 知事は、前項の委託を行うに当たっては、あらかじめ千葉県行政組織条例（昭和三十二年千葉県条例第三十一号）に基づき設置された千葉県障害のある人の相談に関する調整委員会（以下「調整委員会」という。）の意見を

聴かなければならない。ただし、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十二条の三第三項に規定する身体障害者相談員又は知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の二第三項に規定する知的障害者相談員である者に委託を行う場合は、この限りでない。

一部改正〔平成二四年条例二二号〕

（業務遂行の原則）

第十五条 前条第一項に規定する業務を行う相談員（以下「地域相談員」という。）は、対象事案の関係者それぞれの立場を理解し、誠実にその業務を行わなければならない。

2 地域相談員は、この条例に基づき業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その業務を終了した後も同様とする。

一部改正〔平成二四年条例二二号〕

（広域専門指導員）

第十六条 知事は、次の各号に掲げる職務を適正かつ確実に行うことができると認められる者を、千葉県行政組織条例第十七条第四項に規定する健康福祉センターの所管区域及び保健所を設置する市の区域ごとに、広域専門指導員として委嘱することができる。

一 地域相談員に対し、専門的な見地から業務遂行に必要な技術について指導及び助言を行うこと。

二 対象事案に関する相談事例の調査及び研究に関すること。

三 第二十二條第二項に規定する調査に関すること。

2 知事は、前項の委嘱を行うに当たっては、あらかじめ調整委員会の意見を聴かなければならない。

（指導及び助言）

第十七条 地域相談員は、対象事案に係る相談について、必要に応じ、広域専門指導員の指導及び助言を求めることができる。

2 広域専門指導員は、前項の求めがあったときは、適切な指導及び助言を行うものとする。

（協力）

第十八条 地域相談員以外の、障害のある人に関する相談を受け、又は人権擁護を行うものは、知事、地域相談員及び広域専門指導員と連携し、この条例に基づく施策の実施に協力するよう努めるものとする。

（職務遂行の原則）

第十九条 広域専門指導員は、対象事案の関係者それぞれの立場を理解し、誠実にその職務を行わなければならない。

2 広域専門指導員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第三節 解決のための手続

（相談）

第二十条 障害のある人、その保護者又はその関係者は、対象事案があると思うときは、地域相談員に相談することができる。

2 地域相談員は、前項の相談を受けたときは、次の各号に掲げる措置を講じることができる。

- 一 関係者への必要な説明及び助言並びに関係者間の調整
- 二 関係行政機関の紹介
- 三 法律上の支援（民事上の事件に限る。）の制度に関するあっせん
- 四 関係行政機関への前項の相談に係る事実の通告
- 五 虐待に該当すると思われる事実の通報
- 六 次条に規定する助言及びあっせんの申立ての支援  
（助言及びあっせんの申立て）

第二十一条 障害のある人は、対象事案があると思うときは、知事に対し、調整委員会が当該対象事案を解決するために必要な助言又はあっせんを行うべき旨の申立てをすることができる。

2 障害のある人の保護者又は関係者は、前項の申立てをすることができる。ただし、本人の意に反することが明らかであると認められるときは、この限りでない。

3 前各項の申立ては、その対象事案が次の各号のいずれかに該当する場合は、することができない。

- 一 行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）その他の法令により、審査請求その他の不服申立てをすることができる事案であって行政庁の行う処分取消し、撤廃又は変更を求めるものであること。
- 二 申立ての原因となる事実のあった日（継続する行為にあっては、その行為の終了した日）から三年を経過しているものであること（その間に申立てをしなかったことにつき正当な理由がある場合を除く。）。
- 三 現に犯罪の捜査の対象となっているものであること。

一部改正〔平成二八年条例三〇号〕

（事実の調査）

第二十二条 知事は、前条第一項又は第二項の申立てがあったときは、当該申立てに係る事実について調査を行うことができる。この場合において、調査の対象者は、正当な理由がある場合を除き、これに協力しなければならない。

2 知事は、前条第一項又は第二項の申立てについて必要があると認める場合には、広域専門指導員に必要な調査を行わせることができる。

3 関係行政機関の長は、第一項の規定により調査の協力を求められた場合において、当該調査に協力することが、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他公共の安全と秩序の維持（以下「公共の安全と秩序の維持」という。）に支障を及ぼすおそれがあることにつき相当の理由があると認めるときは、当該調査を拒否することができる。

4 関係行政機関の長は、第一項の規定による調査に対して、当該調査の対象事案に係る事実が存在しているか否かを答えるだけで、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるときは、当該事実の存否を明らかにしないで、当該調査を拒否することができる。

(助言及びあっせん)

第二十三条 知事は、第二十一条第一項又は第二項に規定する申立てがあつたときは、調整委員会に対し、助言又はあっせんを行うことの適否について審理を求めるものとする。

2 調整委員会は、前項の助言又はあっせんのために必要があると認めるときは、当該助言又はあっせんに係る障害のある人、事業者その他の関係者に対し、その出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

3 関係行政機関の長は、前項に規定する出席による説明若しくは意見の陳述又は資料の提出(以下「説明等」という。)を求められた場合において、当該説明等に応じることが、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることにつき相当の理由があると認めるときは、当該説明等を拒否することができる。

4 関係行政機関の長は、説明等の求めに対して、当該対象事案について事実が存在しているか否かを答えるだけで、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるときは、当該事実の存否を明らかにしないで、当該説明等の求めを拒否することができる。

(勧告等)

第二十四条 調整委員会は、前条第一項に規定する助言又はあっせんを行った場合において、差別をしたと認められる者が、正当な理由なく当該助言又はあっせんに従わないときは、知事に対して当該差別を解消するよう勧告することを求めることができる。

2 知事は、前項の求めがあつた場合において、差別をしたと認められる者に対して、当該差別を解消するよう勧告することができる。この場合において、知事は、前項の求めを尊重しなければならない。

3 知事は、正当な理由なく第二十二条第一項の調査を拒否した者に対して、調査に協力するよう勧告するものとする。

4 知事は、関係行政機関に対し第二項に規定する勧告をしようとするときは、あらかじめ、当該行政機関の長に対してその旨を通知しなければならない。この場合において、当該行政機関の長が公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることにつき相当の理由があると認めて通知したときは、知事は、当該勧告をしないものとする。

(意見の聴取)

第二十五条 知事は、前条第二項又は第三項の規定による勧告をする場合には、あらかじめ、期日、場所及び事案の内容を示して、当事者又はその代理人の出頭を求めて、意見の聴取を行わなければならない。ただし、これらの者が正当な理由なく意見の聴取に応じないときは、意見の聴取を行わないで勧告することができる。

(訴訟の援助)

第二十六条 知事は、障害のある人が、差別をしたと認められるものに対して提起する訴訟(民事調停法(昭和二十六年法律第二百二十二号)による調

停、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第二百七十五条第一項の和解及び労働審判法（平成十六年法律第四十五号）による労働審判手続を含む。以下同じ。）が第二十三条第一項に規定する助言又はあっせんの審理を行った事案に係るものである場合であって、調整委員会が適当と認めるときは、当該訴訟を提起する者に対し、規則で定めるところにより、当該訴訟に要する費用の貸付けその他の援助をすることができる。

（貸付金の返還等）

第二十七条 前条の規定により訴訟に要する費用の貸付けを受けた者は、当該訴訟が終了したときは、規則で定める日までに、当該貸付金を返還しなければならない。ただし、知事は、災害その他やむを得ない事情があると認めるときは、相当の期間、貸付金の全部又は一部の返還を猶予することができる。

（秘密の保持）

第二十八条 調整委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

### 第三章 推進会議

（設置）

第二十九条 県は、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすため、障害のある人及びその支援を行う者、次条第一項に規定する分野における事業者、障害のある人に関する施策又は人権擁護に関し専門的知識を有する者並びに県の職員からなる会議（以下「推進会議」という。）を組織するものとする。

2 推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

（分野別会議）

第三十条 推進会議に、次の各号に掲げる分野ごとの会議（以下「分野別会議」という。）を置くものとする。

一 福祉サービス、医療及び情報の提供等の分野

二 商品及びサービスの提供の分野

三 労働者の雇用の分野

四 教育の分野

五 建物等及び公共交通機関並びに不動産の取引の分野

2 分野別会議は、次の各号に掲げる事項に関し協議を行うものとする。

一 前項各号に掲げるそれぞれの分野における障害のある人に対する差別の状況についての共通の認識の醸成に関すること。

二 前項各号に掲げるそれぞれの分野における障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための、構成員によるそれぞれの立場に応じた提案に基づく具体的な取組に関すること。

三 前号に規定する取組の実施の状況に関すること。

四 調整委員会と連携して行う、前項各号に掲げるそれぞれの分野における差別の事例及び差別の解消のための仕組みの分析及び検証に関すること。

3 分野別会議の構成員は、基本理念にのっとり、相協力して障害のある人

に対する理解を広げ、差別をなくすための取組の推進に努めなければならない。

#### 第四章 理解を広げるための施策

##### (表彰)

第三十一条 知事は、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすため、基本理念にのっとり、県民の模範となる行為をしたと認められるものについて、表彰をすることができる。

2 知事は、前項の表彰をするに当たっては、調整委員会の意見を聴かなければならない。

3 地域相談員及び広域専門指導員は、第一項の行為をしたと認められるものを知事に推薦することができる。

4 知事は、第一項の表彰をした場合は、その旨を公表するものとする。

##### (情報の提供等)

第三十二条 知事は、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための民間の取組について、県民への情報の提供その他の必要な支援をすることができる。

#### 第五章 雑則

##### (条例の運用上の配慮)

第三十三条 この条例の運用に当たっては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百三十八条の四第一項に規定する委員会及び委員の独立性並びに市町村の自主性及び自立性は、十分配慮されなければならない。

##### (関係行政機関の措置)

第三十四条 関係行政機関は、この条例の趣旨にのっとり、公共の安全と秩序の維持に係る事務の執行に関し、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

##### (委任)

第三十五条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

##### (罰則)

第三十六条 第十九条第二項又は第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、平成十九年七月一日から施行する。ただし、附則第三項及び第四項の規定は、同年一月一日から施行する。

##### (検討)

2 知事は、この条例の施行後三年を目途として、この条例の施行の状況、障害のある人の権利擁護に関する法制の整備の動向等を勘案し、この条例の規定について、障害及び差別の範囲、解決のための手続等を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

##### (千葉県行政組織条例の一部改正)

3 千葉県行政組織条例の一部を次のように改正する。

別表第二中千葉県障害者介護給付費等不服審査会の項の次に次のように加える。

千葉県障害のある人の相談に関する調整委員会	障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例（平成十八年千葉県条例第五十二号）第十四条第二項、第十六条第二項及び第三十一条第二項の規定による意見を具申し、同条例第二十三条第一項の規定による助言及びあつせんを行い、同条例第二十四条第一項の規定による勧告について建議し、同条例第二十六条の規定による訴訟の援助について審議し、並びに障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための施策の策定及び実施に関する重要事項（同条例の解釈指針の策定を含む。）を調査審議し、これに関し必要と認める事項を知事に建議すること。
-----------------------	--

別表第三中千葉県障害者介護給付費等不服審査会の項の次に次のように加える。

千葉県障害のある人の相談に関する調整委員会	委員長 副委員長 委員	一 障害のある人 二 県議会議員 三 福祉、医療、雇用、教育、法律その他障害のある人に対する差別の解消について専門的な知識を有する者	二十人以内	二年
-----------------------	-------------------	--	-------	----

（準備行為）

- 4 第十四条第二項及び第十六条第二項の規定による意見の聴取並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則（平成十九年十二月二十一日条例第七十八号）

この条例は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十六号）の施行の日から施行する。

附 則（平成二十四年三月二十三日条例第二十二号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十二条から第十四条まで及び第十五条第一項の改正規定は平成二十四年四月一日から、目次の改正規定、第二条第三項を削る改正規定並びに第二章第一節の節名及び第九条から第十一条までの改正規定は同年十月一日から施行する。

附 則（平成二十八年三月二十五日条例第三十号）

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。



# 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

平成二十五年法律第六十五号

## 目次

- 第一章 総則（第一条—第五条）
- 第二章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（第六条）
- 第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置（第七条—第十三条）
- 第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置（第十四条—第二十条）
- 第五章 雑則（第二十一条—第二十四条）
- 第六章 罰則（第二十五条・第二十六条）
- 附則

### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

#### （定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- 三 行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第七号、第十条及び附則第四条第一項において同じ。）及び地方独立行政法人をいう。
- 四 国の行政機関 次に掲げる機関をいう。

- イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
  - ロ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち二の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
  - ハ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する機関（ホの政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
  - ニ 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの
  - ホ 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの
  - ヘ 会計検査院
- 五 独立行政法人等 次に掲げる法人をいう。
- イ 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。ロにおいて同じ。）
  - ロ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（独立行政法人を除く。）又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの
- 六 地方独立行政法人 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人（同法第二十一条第三号に掲げる業務を行うものを除く。）をいう。
- 七 事業者 商業その他の事業を行う者（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）をいう。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（国民の責務）

第四条 国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）

第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整

備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

## 第二章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

第六条 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向
- 二 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
- 三 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
- 四 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会の意見を聴かななければならない。

5 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

## 第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置

（行政機関等における障害を理由とする差別の禁止）

第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

（事業者における障害を理由とする差別の禁止）

第八条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害

者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

(国等職員対応要領)

第九条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該国の行政機関及び独立行政法人等の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第三条において「国等職員対応要領」という。）を定めるものとする。

2 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

3 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前二項の規定は、国等職員対応要領の変更について準用する。

(地方公共団体等職員対応要領)

第十条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第四条において「地方公共団体等職員対応要領」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4 国は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人による地方公共団体等職員対応要領の作成に協力しなければならない。

5 前三項の規定は、地方公共団体等職員対応要領の変更について準用する。

(事業者のための対応指針)

第十一条 主務大臣は、基本方針に即して、第八条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針（以下「対応指針」という。）を定めるものとする。

2 第九条第二項から第四項までの規定は、対応指針について準用する。

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第十二条 主務大臣は、第八条の規定の施行に関し、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(事業主による措置に関する特例)

第十三条 行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）の定めるところによる。

第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置

(相談及び紛争の防止等のための体制の整備)

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

(啓発活動)

第十五条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第十六条 国は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内外における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(障害者差別解消支援地域協議会)

第十七条 国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの（以下この項及び次条第二項において「関係機関」という。）は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者

(協議会の事務等)

第十八条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。

2 関係機関及び前条第二項の構成員（次項において「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行うものとする。

3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った

障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。

4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第十九条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十条 前三条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

#### 第五章 雑則

(主務大臣)

第二十一条 この法律における主務大臣は、対応指針の対象となる事業者の事業を所管する大臣又は国家公安委員会とする。

(地方公共団体が処理する事務)

第二十二条 第十二条に規定する主務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。

(権限の委任)

第二十三条 この法律の規定により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、その所属の職員に委任することができる。

(政令への委任)

第二十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

#### 第六章 罰則

第二十五条 第十九条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十六条 第十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

#### 附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次条から附則第六条までの規定は、公布の日から施行する。

(基本方針に関する経過措置)

第二条 政府は、この法律の施行前においても、第六条の規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、内閣総理大臣は、この法律の施行前においても、同条の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた基本方針は、この法律の施行の日において第六条の規定により定められたものとみなす。

(国等職員対応要領に関する経過措置)

第三条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、この法律の施行前においても、第九条の規定の例により、国等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた国等職員対応要領は、この法律の施行の日において第九条の規定により定められたものとみなす。

(地方公共団体等職員対応要領に関する経過措置)

第四条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、この法律の施行前においても、第十条の規定の例により、地方公共団体等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた地方公共団体等職員対応要領は、この法律の施行の日において第十条の規定により定められたものとみなす。

(対応指針に関する経過措置)

第五条 主務大臣は、この法律の施行前においても、第十一条の規定の例により、対応指針を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた対応指針は、この法律の施行の日において第十一条の規定により定められたものとみなす。

(政令への委任)

第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、第八条第二項に規定する社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮の在り方その他この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

(障害者基本法の一部改正)

第八条 障害者基本法の一部を次のように改正する。

第三十二条第二項に次の一号を加える。

四 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

(内閣府設置法の一部改正)

第九条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第四条第三項第四十四号の次に次の一号を加える。

四十四の二 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）第六条第一項に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。

## 障害者の雇用の促進等に関する法律（抜粋）

昭和三十五年七月二十五日法律第百二十三号

### 第二章の二 障害者に対する差別の禁止等

（障害者に対する差別の禁止）

第三十四条 事業主は、労働者の募集及び採用について、障害者に対して、障害者でない者と均等な機会を与えなければならない。

第三十五条 事業主は、賃金の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇について、労働者が障害者であることを理由として、障害者でない者と不当な差別的取扱いをしてはならない。

（障害者に対する差別の禁止に関する指針）

第三十六条 厚生労働大臣は、前二条の規定に定める事項に関し、事業主が適切に対処するために必要な指針（次項において「差別の禁止に関する指針」という。）を定めるものとする。

（雇用の分野における障害者と障害者でない者との均等な機会の確保等を図るための措置）

第三十六条の二 事業主は、労働者の募集及び採用について、障害者と障害者でない者との均等な機会の確保の支障となつている事情を改善するため、労働者の募集及び採用に当たり障害者からの申出により当該障害者の障害の特性に配慮した必要な措置を講じなければならない。ただし、事業主に対して過重な負担を及ぼすこととなるときは、この限りでない。

第三十六条の三 事業主は、障害者である労働者について、障害者でない労働者との均等な待遇の確保又は障害者である労働者の有する能力の有効な発揮の支障となつている事情を改善するため、その雇用する障害者である労働者の障害の特性に配慮した職務の円滑な遂行に必要な施設の整備、援助を行う者の配置その他の必要な措置を講じなければならない。ただし、事業主に対して過重な負担を及ぼすこととなるときは、この限りでない。

第三十六条の四 事業主は、前二条に規定する措置を講ずるに当たつては、障害者の意向を十分に尊重しなければならない。

2 事業主は、前条に規定する措置に関し、その雇用する障害者である労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

（雇用の分野における障害者と障害者でない者との均等な機会の確保等に関する指針）

第三十六条の五 厚生労働大臣は、前三条の規定に基づき事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（次項において「均等な機会の確保等に関する指針」という。）を定めるものとする。

（助言、指導及び勧告）

第三十六条の六 厚生労働大臣は、第三十四条、第三十五条及び第三十六条の二から第三十六条の四までの規定の施行に関し必要があると認めるときは、事業主



に対して、助言、指導又は勧告をすることができる。

(一般事業主の雇用義務等)

第四十三条 事業主（常時雇用する労働者（以下単に「労働者」という。）を雇用する事業主をいい、国及び地方公共団体を除く。次章を除き、以下同じ。）は、厚生労働省令で定める雇用関係の変動がある場合には、その雇用する対象障害者である労働者の数が、その雇用する労働者の数に障害者雇用率を乗じて得た数以上であるようにしなければならない。

※障害者雇用率（法定雇用率）

一般の民間企業…2.0%、特殊法人等…2.3%

国・地方公共団体…2.3%、都道府県等の教育委員会…2.2%

※障害者の雇用の促進等に関する法律の改正により、法定雇用率の算定基礎に、新たに精神障害者が追加された（平成30年4月1日施行）。

発行日 平成30年11月 日

発行元

千葉県健康福祉部障害者福祉推進課

〒260-8667 千葉市中央区市場町1番1号

TEL 043-223-2935

FAX 043-221-3977

E-mail [syousui@pref.chiba.lg.jp](mailto:syousui@pref.chiba.lg.jp)